

平成17年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

平成17年6月22日（水曜日）

議事日程

平成17年6月22日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1 番	今 津 誠 一 君	2 番	伊 藤 央 君
3 番	松 村 学 君	4 番	山 下 和 明 君
5 番	重 川 恭 年 君	6 番	斉 藤 旭 君
7 番	藤 本 和 久 君	8 番	弘 中 正 俊 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	木 村 一 彦 君
11 番	山 本 久 江 君	12 番	横 田 和 雄 君
13 番	平 田 豊 民 君	14 番	安 藤 二 郎 君
15 番	藤 野 文 彦 君	16 番	三 原 昭 治 君
17 番	高 砂 朋 子 君	18 番	行 重 延 昭 君
19 番	原 田 洋 介 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	河 村 龍 夫 君	22 番	大 村 崇 治 君
23 番	佐 鹿 博 敏 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	田 中 健 次 君	26 番	馬 野 昭 彦 君
27 番	中 司 実 君	28 番	山 田 如 仙 君
29 番	深 田 慎 治 君	30 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	和田康夫君	教育長	岡田利雄君
教育委員会参事	恵藤豊君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、重川議員、6番、斉藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより一般質問を行います。24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

24番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、都市公園の整備についてお伺いいたします。

さて、防府市では、来年夏、完成予定の市街地再開発事業が着々と進められております。防府市の玄関としての駅北開発事業の重要性は市民の多くが思うところであります。市民

の意見に耳を傾けつつ、事業を進めていただきたいと思います。とっております。

一方、自然豊かな防府市において、緑を取り入れた住みよいまちづくりを推進していくこともあわせて重要なことでもあります。

さて、少子高齢化が進む社会において、子育てをしやすい、また、高齢者の暮らしやすい環境づくりのため、気軽に行ける都市公園は大変重要な役割を果たすと考えます。現在、防府市には29カ所の街区公園があります。街区公園とは、専ら街区に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離250メートルの範囲内で1カ所当たり面積0.25ヘクタールを基準として配置する公園です。一般の市民が最も身近に感じて利用している公園と言えます。このほかにも、23カ所の児童公園、天神山公園、桑山公園の地区公園、向島運動公園、大平山総合公園などがあります。

各公園のトイレは、くみ取り式や水洗式、また福祉トイレもあります。清潔で便利に使えるよう管理されているとよいのですが、残念ながら、そうとは言い難い場所もあります。実際、市民の方から、管理が悪い、汚いという声も聞かれます。また、遊具ですが、老朽化し撤去されるものも多いと聞きます。

先日、桑山公園に行ってみました。何カ所も広場がありますが、南側、わんぱく広場には幼稚園のバスが来ており、楽しそうに遊ぶ園児の姿がありました。アスレチックも併設しており、なかなか人気だそうです。しかしながら、駐車場は5台のスペースしかありませんでした。公園は、小学校就学前の幼児を連れてお母さん方がよく利用されますが、その日も2組の親子が来ていましたので聞いてみますと、遊具が多く、安心・安全に遊べる場所、駐車場の広いところが希望だそうです。さらに、雨天時の屋内運動場がある、管理人がいる等の場所には、遠くても車で出かけると伺いました。

これらのことを踏まえ、本市では、今後どのような都市公園の整備計画を考えておられるのでしょうか。

また、来年度より5年間の前期計画として、次世代育成支援行動計画が作成されました。計画書で安心・安全まちづくりの推進事業の中に、自然との触れ合いの場の整備として、右田ヶ岳周辺地域などの整備とともに水辺空間の整備を促進するとありますが、どのような計画を考えておられるのでしょうか。

また、公園遊具についてですが、東京都千代田区西神田公園に2004年12月、8種類の高齢者向け介護予防遊具が設置されました。これは、千代田区がこれまで進めてきた介護予防が浸透しないということから、楽しみながら体験できる機会と場所を提供しようという目的で介護予防公園をオープンしたものです。その特徴は次のとおりです。

1、介護予防というとインドアなイメージがあるが、地域の多くの人々が利用する広場機

能と公園の雰囲気をつなぐことで、外での介護予防を可能にした点。

2、もともと一般の公園ということで、大人から子どもまで多くの世代が参加でき、互いに交流ができる点。

3、子ども向けではなく、高齢者が安全で気軽に遊具を使うことで自然と介護予防につながるよう介護予防に効果のある遊具を設置した点。

以上、3つであります。

ここに設置された8種類の介護予防遊具は、すべて利用方法を記載した看板が設置され、だれにでもすぐに使い方がわかるようになっているそうです。また、遊具は、すべて、黄、赤、青などポップで楽しいカラーリングに加え、丸みを帯びた柔らかなデザインとなっています。

ストップストレッチという遊具は、足の筋肉の柔軟性を向上させバランスを安定させます。上半身ツイストは、上体の旋回運動により左右のバランスを向上させます。階段アンドスロープは、歩行運動でバランス効果と血行促進が図られます。また、健康ウォーキングは、地面の凹凸により足の裏の軽いつば刺激で血行促進が図られます。

千代田区では、遊具のインストラクターも参加して、保育園児や自治会関係者、各種団体から多くの方が参加してオープニングセレモニーが行われ、参加した園児たちは「保育園の遊具よりおもしろかった。今度はおばあちゃんと遊びに来るんだ」などと話していたそうです。実際に体を動かした高齢者の方からは「若い人たちと一緒に体を動かし、励みになりよい運動になる」という意見が聞かれ、千代田区は、2005年度も介護公園をもう1カ所整備するとのことです。

大人の目があることで、子どもの安全が図れ、園児、児童、高齢者の交流が生まれます。高齢者が元気で前向きに暮らせる防府市にしてみたいと考えます。ぜひこのような取り組みを具体化されることを、これは今後の課題として要望しておきます。

次に、子育て支援についてお尋ねいたします。

平成9年、子どもの数が高齢者人口よりも少なくなると以降、我が国は少子社会になり、2005年6月、厚生労働省の発表では、合計特殊出生率は過去最低の1.29人となりました。少子化社会白書では、少子化の背景として、1、仕事と子育てを両立できる環境整備のおくれや高学歴化、2、子育てに対する負担感の増大、3、経済的不安定の増大などを挙げています。今こそ、子育ては社会全体を含め、構造的な問題として解決しなければなりません。

急速な少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少を通じて、経済の活力に対する影響を及ぼし、年金、介護、医療の社会保障の持続の可能性に影響を与えることが懸念されてお

ります。もちろん、子どもを産むこと、産まないことは個人に任せるべきと考えますが、産み育てたいという意思がありながら、さまざまな阻害要因がある限り、行政もそれを排除すべく行動を起こす必要があると考えます。本市では、今年度より、児童福祉課が子育て支援課となり、わかりやすい名称となりました。

また、次世代育成支援行動計画にも示されますとおり、1世帯当たりの世帯人口は年々減少しております。その中、育児の援助を受けたい人で行いたい人で構成するファミリーサポートセンター事業は大変注目すべき事業であり、共稼ぎ夫婦世帯、一人親と子どもの世帯などにとりましては心強い施策となります。充実させていきたいものです。目標事業量は平成15年度会員数590人を、平成21年に900人と定めています。内容につきましても、利用しやすく効果のあるものにしていかなければなりません。

そこで、現在の活動状況と、今後の目標事業量に対し、どのような計画をもっているのかお聞かせください。

次に、国の政策として、児童手当制度があります。現在、小学校3年生までの児童に対し、第1子、第2子が1人につき月額5,000円、第3子以降は同1万円が支給されています。公明党では、さらに給付対象を小学校6年生まで拡充することを提唱しております。

子育てについて、経済的負担の増大は大きな阻害要因の一つであることは、さきに述べたところであります。中でも、保育料の負担は大きな要因となっています。特に、3歳未満の保育料は大変高いものです。防府市が行っている多子世帯保育料等軽減事業は、第3子以降の児童のうち、3歳未満である児童を対象に保育料の軽減を行う事業です。第3子以降の3歳未満児が保育所へ入所の場合、保育料が半額または全額免除となります。保育料は、保護者の所得税額や市民税課税状況により決まります。保育料軽減は所得制限があり、働くお母さんからは、所得税を納め高い保育料を払うことへの苦勞を聞きます。

国の制度の拡充を強く望むところではありますが、現在の多子世帯保育料等軽減事業の対象児童数と給付額は幾らでしょうか。また、このほか、防府市独自の少子化対策の取り組みはございませんでしょうか、お聞かせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、都市公園のトイレ、駐車場を含めた今後の整備計画についての御質問にお答えいたします。

近年、少子高齢化が急速に進む中、都市公園は子育ての重要な柱として、また、介護が

ら予防へと移行しつつある高齢化対策としてもその重要性を増しているものと思います。現在、都市公園、児童遊園、その他開発広場を含めると、約200カ所の公園、広場を設置しております。

議員御指摘の公園内のトイレの中には、清潔とは言い難い所もあるとのことにつきましては、現在、清掃はくみ取り業務を含め月に4回程度行っており、トイレトーパーも随時補給しております。また、公共下水道の供用開始にあわせ、順次、トイレの水洗化にも取り組んでおります。しかし、清潔保持には利用者のマナーに頼らざるを得ないところもございますので、御理解を賜りたいと存じます。

遊具につきましては、老朽化して修理等が困難なものにつきましては撤去しておりますが、更新につきましても順次、計画的に行っております。

次に、桑山公園わんぱく広場の駐車場についてでございますが、休日等で利用者が多いときには不足する場合がありますが、当公園にはほかに数カ所の駐車場を整備しておりますので、散策を兼ねて御利用いただきたいと思います。

今後の整備計画につきましては、緑の基本計画をもとに、財政状況等を勘案しながら進めてまいります。施設改修時には複合遊具や駐車場等も考慮した整備内容を検討してまいりますと考えております。

今後も、公園の安全確保を図る面からも、施設の点検を重視するとともに、地元自治会、子ども会、老人クラブ等と連携をとりながら、適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、安心・安全まちづくりの推進という観点で、右田ヶ岳周辺地域などの整備とともに、水辺空間の整備をどうするのかという御質問についてでございますが、まず、山口県における塚原川砂防事業において、平成16年度整備されました右田小学校ビオトープでございますが、これは、右田ヶ岳中腹に整備された砂防堰堤の沈砂池を利用した小公園で、動物や植物の住みやすい自然環境をつくり、そこに住む動植物の観察や自然の中での体験を通して、人と自然との共生について考えたり、自然のすばらしさを学ぶ場所で、右田小学校の北側に約900平米の広さで整備したものでございます。

また、国土交通省による小野・奈美地区における一級河川佐波川の引堤事業にあわせて行われる「佐波川・小野水辺の楽校」の整備でございますが、これは、地域における小・中学生たちや住民の河川の利用促進や体験活動の充実を図るため、幅約50メートル、延長約550メートルの高水敷を利用したイベント広場で、平成18年度工事着手予定の環境整備事業でございます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） 街区公園につきましては、今月に4回整備しておるということで、これを重ねて使いやすい公園にさせていただきたいなと思います。街区公園が少ないというような声も聞くんですけども、これはやっぱり、今言われたように、約200カ所の公園もあるということで、これは本当に使われる方の住所というか居住地によっては遠いところもあるかと思えますけれども、これはやむを得ないことと思えますので、ふやすのではなく、今ある公園を管理のよい市民憩いの公園としてさせていただきたいというふうに要望しておきます。

佐波川沿いの小野・奈美の水辺の楽校のお話もありましたけれども、非常に自然豊かな防府にとりまして、そういう場所を利用して公園にしていくというのは、非常に価値あることではないかなと思っております。

一つ、山口市には、皆さん御存じの維新公園があるわけですがけれども、防府市からもたくさんの方が行かれます。屋内あり、駐車場あり、アスレチックあり、水遊び空間ありで、大変人気があります。先ほどの小野・奈美地区の水辺の空間が維新公園に匹敵するような、また、近づくような設備になることを期待しておきたいなと思います。そういう場所が本当に市民憩いの場所として活用できるようになれば非常に素晴らしいことではないかなと思います。これも要望としてお伝えしておきます。

昨年、大平山の総合公園が整備が完成いたしましたして、ちょっとお聞きしたいんですけども、大平山総合公園の利用状況、また、市民の声というのはいかがでしょうか。それから、当初要望がありましたトイレの増設についてということがありましたけれども、これの進行状況などが、整備計画などがわかっておりましたらちょっとお聞かせ願いたいなと思います。その点、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今お尋ねの大平山山頂公園の利用状況でございますけれども、今、車で上がっていらっしゃって御利用になる実数はちょっとはっきりつかんでおりません。ただし、ロープウェイを利用して山頂にいらっしゃる方はある程度カウントできておりますけれども、ちょっと実数を今、手元に持っておりませんが、昨年10月にオープンしまして、10月だけで約1万人、11月がまた同じく1万人程度。それから冬の時期に入りましたので、ちょっと利用者というんですか、山頂に上がっていらっしゃる方は少なくなっておりますけれども、このたびの4月29日から5月8日までのいわゆるゴールデンウィークの期間ですけども、昨年度がたしか4,000人ぐらいゴンドラで上がっていらっしゃる利用客がいらっしゃったと思いますが、今年度はその期間、7,000人

強の利用者がたしかあったと思います。したがって、昨年に比べましたら3,000名程度はふえております。

それで、山頂公園を市民が利用されるに当たってのいろいろ感想、要望の点でございますけれども、大変すばらしい公園ができたということでの好評は得ております。

それともう1点、トイレの件でございます。公園をオープンしまして、トイレが少ないという声は確かに承っておりますが、今、トイレを早急に増設するというにはなりませんけれども、しかしながら、市民のお声があるということは承知しているわけでございますので、今後、増設は検討していく大きな課題かなというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） ありがとうございます。トイレの増設については、今後検討ということでしたので、やはり利便性を図るという意味でも、早急な対応というのをぜひお願いしたいなと思っております。

壇上より、介護予防公園について要望しておきましたが、政府発表の2005年度版の高齢社会白書では、現在、65歳以上の高齢者は2,488万人、総人口の19.5%。2005年度中には20%を超えるのは確実で、5人に1人が高齢者という状況です。幾ら日本が長寿大国となっても、健康寿命が伸びなければ何にもなりません。70歳で寝たきりとなり100歳まで生きるより、最後まで元気で生きられる社会をつくりたいと思います。

年金や老人福祉サービスなど高齢者に対する社会保障給付費も、給付全体の7割に迫っています。白書では、「高齢者自身が能力や経験を生かして活躍できる社会の実現が不可欠」と指摘しています。防府市としてのさまざまな事業推進を重ねて要望しておきます。

以上でこの項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は子育て支援について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 子育て支援に関する質問のうち、ファミリーサポートセンター事業についてお答えいたします。

防府市ファミリーサポートセンターは、平成10年4月1日、県内で4番目に設立し、同年10月1日から子育て支援活動を開始しており、育児の支援を受けたい依頼会員と、育児の援助を行いたい援助会員及びその両方を行う会員で構成された、地域社会が協同して子育て支援に取り組むことを目的とした組織でございます。本市における援助対象者は0歳児から小学校6年生までとしています。

現在、ファミリーサポートセンターの運営につきましては、会員登録及び会員間の調整を行うアドバイザー3名と、各地域においてファミリーサポートセンター事業の周知活動

等を行う地区リーダー 5 名により行われております。

平成 16 年度末現在の会員登録者は、依頼会員数 348 人、援助会員数 171 人、依頼と援助の両方の会員数 140 人で、計 659 人となっており、平成 16 年度中の援助活動総件数は 1,055 件となっております。

次に、本年 3 月に策定しました防府市次世代育成支援行動計画において、平成 21 年の会員数の目標を 900 人としておりますが、会員数の増加はファミリーサポートセンター事業の根幹をなすものであり、市広報、ホームページ、仮入学時の説明、地区リーダーによる周知活動、新聞折り込み広告、ケーブルテレビなど、あらゆる機会、媒体をとらえてファミリーサポートセンターの活用について PR していくほか、庁内においても、子育て支援課と連携を密にして会員の増加に努めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 続きまして、多子世帯保育料等軽減事業の状況についてお答えをいたします。

当事業は、第 3 子、3 番目の子という意味ですが、第 3 子以降でかつ 3 歳未満の児童が対象で、その世帯の前年分所得税が 6 万 4,000 円未満の場合は保育料を無料に、6 万 4,000 円以上の場合は半額にするという制度でありまして、防府市においては、平成 16 年度の対象者は 181 名、軽減額は 2,925 万円となっております。

次に、少子化対策でございますが、少子化は先進諸国共通の現象となっております、我が国においても、家庭、地域を含めた社会構造的な問題として国を挙げ対策に取り組んでいるところであります。防府市においても、子どもがすくすく育つ環境の整備を保健、福祉、教育等の各部署それぞれにおいて取り組んでまいりましたが、昨年度策定しました次世代育成支援行動計画により、各施策を総合的に体系化しましたので、これを着実に推進するため、また、市民の子育てを真に支援できる体制を整えるためにも、市長の強い意思のもとに、今年度、機構改革を行い、児童家庭課を改組して子育て支援課を設置したところであります。

この子育て支援課は、行動計画の一体的な推進を図る中心的な役割を担い、市民の皆様からさまざまな御要望や御意見をお聞きする総合窓口として、また、庁内各部署の総合調整を行うことにより、子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと存じます。

さらに、新たな取り組みとしまして、平成 18 年度に完成予定の駅北再開発ビル、通称ルルサスにおきまして、子育て中の親に交流の場所を提供する集いの広場を設置する予定にいたしており、子育て支援のネットワーク拠点として発展することを期待しているものであります。

今後とも、行動計画の推進に当たりましては、御理解、御協力をいただきますようよろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） ファミリーサポートについてですけれども、厚生労働省の調査によると、市を除く町村、いわゆる郡部ですけれども、乳児のいる夫婦が両親と一緒に暮らすという割合が40%、政令指定都市など13大都市の平均が12.1%ですから、3倍超だそうです。同居でなくても互いの家を行き来する頻度が高く、子育てを支えるこうしたマンパワーが出産の動機づけになっていると厚生労働省は述べています。つまり、仕事か育児かの選択を迫られることが少ないということです。ファミリーサポート事業が出産の動機づけの一つとなるように、活発な活動をぜひお願いしておきたいと思います。

もう一つ、多子世帯保育料軽減事業のことについてですけれども、先ほど、所得制限のことも言われまして、対象人数が181人、費用については2,925万円ということでお聞きしましたがけれども、本年度の予算書を見ると、多子世帯の項を見ますと100万円となっておりますけれども、これはどういうことでそう違うんですかね。ちょっとその辺、教えていただきたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 多子世帯保育料等軽減事業というふうになっておりまして、その「等」といいますのが、認可保育所、それと無認可保育所という形に分かれておりまして、無認可保育所の分が現在、予算の方に上がっておりまして、それ以外の認可保育所の軽減につきましては、現在の保育料からそのまま軽減しておりますので予算上は出ていないということでございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） はい、わかりました。3人目の子どもが保育園に行くときに、この政策につきましては他の自治体に比べすぐれているというふうに感じました。せっかくのよい制度が認知されるよう、市広報などでも情報発信の必要があるのではないかなと。しっかり認知活動もしていただきたいなと思っております。

保育料というのは自治体により違っておりますけれども、一つ、益田市では、兄弟割引というのを設けています。中学生以下のお子さんが3人以上いる家庭の場合、第3子以降のお子さんの保育料が20%割引と。防府市では、2人以上の児童が同時に保育所へ入所の場合、1人目が半額、3人目以上が無料になります。防府市も含め、大変、各自治体いろいろな努力をしております。

壇上でも述べましたが、多子世帯保育料等軽減というのは、先ほども御答弁にありました3歳未満児のみが半額、または全額免除ということになるんですけれども、3歳未満児ですから、4歳、5歳も保育園に行くわけですけれども、4歳、5歳のときにはそういう軽減措置というのはないわけです。ところが考えて見ますと、これは保育園のときだけを考えてみますと同時に3人も行くと大変だろうということで、2人目半額、3人目以上無料というようなことは政策としてやってありますけれども、なかなか同時に3人以上行くというのはありませんで、もしそういう年子、年子というような状態で子どもが行きますと、今度は大きくなったときには大学にも同時に行くわけで、大変な出費になると思います。

実際に、お母さん方に聞いて見ますと、うちの家は4人子どもがいると。4人子どもがいることの特典はないんだというようなお話も伺っております。この3歳未満児に限定している、そして軽減を行っておりますけれども、3歳未満児に限定せずにやるということは難しいことなんでしょうか。ちょっとその辺、お伺いしたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 3人以上の世帯というのも結構いらっしゃいます。そういったような形の中で、今回の予算の中では、この多子世帯保育料等の軽減につきましては、とりあえずと言ったら変な形になりますけれども、そういった苦勞を勘案して、こういったような事業が始められたという、平成15年度から始まった事業でございますが、当面はこういったような形で進めたいということでございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山根 祐二君） 壇上でも述べましたけれども、1世帯当たりの人数というのが非常に減っております、防府市の統計書を見ましても、昭和15年は1世帯当たりの人員というのが4.8人、5人に近いわけですけれども、平成15年度を見ますと、1世帯当たりの人員というのが2.6人というふうになっております。夫婦が2人で子どもが0.6人といいますと、これは平均値でありますけれども、非常に子どもがたくさんいる世帯というのは少ないわけです。これに、やはり行政としても前向きな対策を打っていくのが必要ではないかなと思います。

日経新聞6月3日の記事ですけれども、青森県では、女性の5割強が結婚相手に400万円以上の年収を期待すると。ところが、期待を満たす人は独身男性の約3%しかいない。また、都心部では、定職を持たないフリーターがなかなか減らない。親の援助なしでは生活できない層は無視できず、経済的理由の未婚が先行きに影を落とすという記事があります。今、自治体の間では、独自の出産支援や育児支援で少子化に歯どめをかけよ

うとする動きが出始めています。一部では成果も上がり、市民への取り組み格差が先行きの出生率にあらわれる可能性があります。

ちょっとほかの例を紹介いたしますと、奈良県では、「新結婚ワクワクこどもすくすくプラン」というのを策定していきまして、出会いの場となるイベント情報を提供していると。結婚や子育てに夢や希望を持たせる社会の実現を目指して県民運動を展開している。結婚を応援する企業や店舗、NPOが企画実施する独身の男女を対象とした出会いの広場というイベント情報などをホームページに掲載し、メールマガジンを登録者に配信するというようなことも行っております。

また、和歌山では、子どもが5人以上いる家庭の明るく楽しい子育てを審査、表彰する子育て大賞を創設しています。県として、明るく楽しい子育てを実践している家族を子育て大賞として表彰しております。子どもが5人以上の多子家族が対象で、子育てへの関心を高め、理解を深めるのが目的だそうです。

また、小学校3年生までの児童手当制度、これは国の制度ですが、千代田区では、現在、小学校6年生まで拡大しております。また、2006年度より新宿区が区独自に対象を中学校3年生まで拡大して児童手当を行うことを既に決定しております。

それぞれ自治体が知恵を出し、チャイルド・ファースト、すなわち、子ども優先の考え方に立脚した社会を構築していく必要があると考えます。防府市におきましても、さらなる取り組みをお願いし、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で24番、山根議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は3番、松村議員。

〔3番 松村 学君 登壇〕

3番（松村 学君） おはようございます。明政会の松村でございます。通告に従いまして、順に質問いたします。執行部におかれましては、私、きょう、さわやかに帰らせていただきたいので、前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

まず、スポーツセンター、新体育館についてお尋ねいたします。

本市の体育館は、昭和49年に完成して以来、31年間市民の皆様におかれましては、各種スポーツ大会の開催、本市のスポーツ振興、市民の健康増進など、大きく寄与してきた体育施設であります。最近の主なスポーツイベントとしては、平成15年10月に全日本女子バレーボールチームによる紅白試合が開催され、元三田尻女子高の宝来麻紀子選手と栗原恵選手も出場し、同チームによるバレーボール教室が開かれたところです。

その体育館も、長い年月のせいで老朽化も甚だしく、危険箇所も多数見受けられ、多く

の市民の方々から新体育館の要望の声は日増しに強くなり、本市にとって重要課題になっていることは皆様の御承知のとおりであります。

さて、本市では、防府市体育施設将来計画検討委員会において、今から申し上げさせていただく新体育館の設置を中心議題として、現在、議論されているところであります。私自身、平成15年の6月議会にこの壇上にて、来るべき山口国体に向け、そして、多目的に市民が利用できるようアリーナ型の新体育館設置について質問したわけですが、そのときの答弁として、市長みずから「アリーナ型の新体育館の要望が強いことはよく承知している。将来的にはこれを核として、また、将来的に公共施設というものを考えていく場合に1番目が2番目という位置に体育館の建設というものは順位的に来るものではないだろうか」という前向きな御見解をいただいたところでございます。

それから時を経て、今年度の5月9日には、防府市体育協会から国体に向けた総合体育館新設に関する陳情が執行部、議会に提出されています。

現在、本市においては、体育館にかかわる競技として、バレーボールとバスケットボールが内々定しているところで、特に、バスケットボールはメイン会場になることが予定されています。そして、本年度、本市に中央競技団体の方々が会場の点検を目的に視察に来られると聞いております。

そこで、以上を踏まえまして、以下、3点について質問いたします。

まず1点目として、私自身質問させていただいて2年が経過いたしました。体育施設将来計画検討委員会において、新体育館の建設は最重要課題として議論されていると思っておりますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

2点目として、建設に当たっては、現体育館に隣接しているグラウンドも新体育館建設用地として候補に上がっていると聞いたことがあります。本市のスポーツゾーンのグラウンドは県下でも類を見ないほどまとまったグラウンドであり、大変利用勝手がよいと利用者の方からも好評で、本市スポーツゾーンの体育館の次に利用者の多い施設であります。担当部局ではどういう御見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

3点目として、最近、PFI方式で体育館建設をされている自治体がふえてきていますが、PFI導入によって建設コスト、その後の管理運営コストの削減効果においてかなりの効果が出ていますし、施設利用の向上など多岐にわたってメリットがあると聞いていますが、本市においてもPFI方式による新体育館の建設ができないかお尋ねいたします。

次に、現図書館移転後の跡地利用についてお尋ねいたします。

本市の図書館は、昭和56年の7月に現在地に移転して以来、市民の学習、調査・研究、知的娯楽の場として広く親しまれている施設であります。また、現在は、時代のニーズに

対応するために、A Vコーナーやインターネットコーナーを増設し、幅広い図書館利用者の御要望に対応していただいているところであります。

さて、その現図書館の歩みは、平成16年2月に現在建設中の駅北再開発ビル3階に全館移転することが決定し、来年度の再開発ビル完成後である6月以降に現図書館は幕を閉じる予定になっています。

そこで、その跡地利用についてであります。平成15年12月の教育委員会部課長会議を起点として、防府史談会や防府図書館利用者、サークル連絡会との懇話会も持ちながら、今年度の5月25日の定例教育委員会にていろんな候補が検討された経緯の中で、歴史民俗資料館という方向へ向かいつつあるというお話を聞いております。

確かに、補助金適正化法に従い、転用施設の候補が社会教育関連に限定されたものになりますし、本市の文化財の保管状況も周防国府跡発掘事務所、英雲荘、競輪局旧選手宿舎2階など、ほかにも多岐に分散し、保存状態も劣悪であると聞き及んでいます。

ここからが私の本題になってくるのですが、これからもいろいろ議論の余地があると思いますが、ただ単に歴史民俗資料館としてこの跡地を利用することはいかなものかなと思うわけでありまして。と申し上げるのも、隣接地には青少年科学館があり、現図書館とはエレベーターでつながっています。夏休みに開かれるおもしろサイエンスは、30日間で約1万3,000人に及ぶ小・中学生がここに集まり、科学に触れ楽しんでいます。参加者は年々増加し、実験教室の確保にさえ追われています。また、観光客や団体さんが来館されたときなどの休憩スペースもないと聞いております。

そこで、1点目の質問ですが、現図書館は1階から4階まで建物延べ面積約2,990平米と、かなりの面積を有しているわけですが、ここに青少年科学館との一体利用ができないかお尋ねいたします。

次に、2点目として、市内において数多くの企業、各種団体が活動されていますが、会議室や講演、展示などに使えるよう貸し館にして市民、団体等に開放できないか、お尋ねいたします。

以上で壇上より質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 3番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず、防府市体育施設将来計画検討委員会において、新体育館を最重要課題として検討するということがあったが、その後の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

御承知のように、防府スポーツセンター体育館は昭和49年に完成し、既に30年以上

を経過しており、老朽化は否めません。議員から御指摘いただきました本市の体育施設の将来計画を作成するために、庁内委員で構成する防府市体育施設将来計画検討委員会からは、昨年11月に市民のスポーツニーズに対応する新たな体育館の建設をとの提言をいただいております。また、先日、防府市体育協会からも、多目的に使用できる総合体育館建設の陳情を受けたことは、議員の御指摘のとおりでございます。

現体育館は、体育施設の利用の全体から見ますと最も利用者の多い施設であるとともに、スポーツゾーンの核となるものでもあり、多くの防府市民から新体育館建設についての熱き思いがあることも認識をいたしております。なお、新体育館については、これらのことや、平成23年に開催される山口国体を視野に入れ、総合的に思料したいと考えております。

次に、新体育館の建設場所についてのお尋ねですが、新体育館の規模や既存の体育施設との調和等も考慮し、利用の相乗効果を生むような位置の配慮が必要だと考えております。建設用地として、北側運動広場が候補地として上がっているかとの質問ですが、候補地を選定する場合には、議員からただいま御指摘のありましたように、スポーツセンターの南北の運動広場が県下でも有数の多目的グラウンドでありますことを考慮することは当然であるとと考えております。

最後に、PFI方式による建設についてのお尋ねですが、さきに申し上げました防府市体育施設将来計画検討委員会からは、新体育館建設に当たってはPFI方式の活用についての研究をするようにとの提言もあわせていただいております。財政状況が厳しい環境にありますので、より少ない財政支出で質の高いサービスが市民に提供できるよう、PFI方式も含めどのような建設方式が最善であるか調査研究をしているところでございます。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） 御答弁ありがとうございました。今、前向きな御答弁と受けとっておきます。耐用年数、現在、老朽化の程度も加えても、ここ10年以内には体育館を建てかえる、確実に建てかえなければいけない時期が来るわけです。そういう流れの中で、来年から数えてもう5年後には国体を控えておると。もしも国体が終わって3年後ぐらいに体育館を建設したというような話になった場合、これはもうナンセンスな話で、何で国体に合わせなかったのか、こんなすばらしい体育館を国体で使わないのは非常に残念だねと、やっぱり市民の声も当然、そのときに上がってくると思います。でありましたら、ぜひやはり、23年の国体に建設時期を合わせていただきたいと思いますと思うわけでございます。

そこで、ちょっとお尋ねなんですけれども、もしも国体に照準を合わせて新体育館を建

設するとすれば、いつごろ建設決定の判断を下さなければならないか。また、年次的なスケジュールとしてはどのような手順で進められるようなことが考えられるか。体育館の建設決定から完成まで何年ぐらい見ていらっしゃるのか。

ちなみに、申し上げておきますと、国体に向けた今の本市のスケジュールとして、平成20年に実行委員会の設置、21年に施設の整備の準備完了、22年にはリハーサル大会があるということです。普通は大体リハーサル大会に合わせて、ここまで体育館ができていると好ましいわけですがけれども、今の質問、ちょっとお答えをお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） ただいまの建設に対してのスケジュールについてお答え申し上げます。

もし新体育館の建設を山口国体までに間に合わせるとすれば、どのようなスケジュールになるかということでございますけれども、山口国体につきましては、県はいわゆる現有の施設、体育施設を利用することと、今は一つの原則としております。仮に新体育館が建設されなければ競技会場が引き受けられないということではありませんけれども、もし仮に新体育館の建設を山口国体と重ねて逆算してみますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、18年には基本計画といいますか、そういったものを組み立てていきまして、19年には実施設計ということが必要かなというふうに思います。それから、20年、21年に2カ年にかけて建設、そして22年には、先ほど議員がおっしゃいましたように、リハーサル大会。リハーサル大会には、いわゆる体育館ができているというふうな格好で、本番が平成23年というふうなスケジュールになるかというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） ありがとうございます。となりますと、今年度中にはつくるかつからないかというような決断をやはり出さなければいけないということになります。

私もいろいろ調べたんですけども、体育館建設に当たっては、大体5年ぐらいの年月を要するみたいですね。周南でも、基本設計が昭和63年に始まってから完成が平成4年。これ、PFIで建てられている兵庫県の加古川市の体育館なんですけれども、これもやはり2001年10月に実施方針を発表してから、特定事業の選定、設計、建設、融資の契約締結等々を経まして、2005年の4月に開館と、こういう運びになっているということです。

だから、ぜひとも市長さん、これはもうトップの判断になると思いますので、もう1回だけ御答弁いただきたいんですけども、どうか国体に向けて、市長さんは本当にスポーツがお好きでと私もよく聞いております。野球、草野球などをやられたと聞いていますけ

ども、私もスポーツが大好きな人間でございますので、ぜひ最後に意気込みだけでもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 市民の皆様方の御協力をいただき、行政改革をどんどん進めております。その成果もおかげさまで上がってきておる状況でございますし、私も、せんだっても申し上げましたように、いよいよ市民のいろいろな御要望に、今までいろんな面で我慢をしていただかざるを得なかった部分もいろいろございますので、このスポーツセンター、新体育館の建設も含めて、いろいろな事柄についてきちとした判断をしていく必要がある。また、その時期に来ていると、このように感じております。前の議会でも、この前の議会でしたか、御質問にお答えをしたとおりでございますして、最優先事項の中の一つに入っていると、このように感じておりますことを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） ありがとうございます。それでは、1番目はこれで終わります。

2番目になりますが、位置の話です。私、個人的な見解といいますか、要望なんです、私としては、理想を言えば、今、現プールの位置が適当ではないかと思っております。といいますのも、以下の点でそう考えます。

プールの西側には600台分の駐車場が今、あります。現体育館をもしサブ体育館として使用するならば、現体育館に隣接し一体利用が図れるという形。現プールでは水漏れがひどく、今後の改修費がかさみ耐用年数も差しかかっております。競技用に適してなく、大会の開催が難しい点。

4番目として、南北8面の多目的グラウンドとの利用の相乗効果が見込める。グラウンドを駐車場に開放すれば、新体育館建設後、コンサートの誘致の可能性もできる。また、遠隔地に新体育館を建設することは、各施設の密集したスポーツゾーンの価値を損なうものであるという点。

こういうことをちょっと考えまして、私としては、もしも新体育館を建設するのであれば現プールの位置じゃないかなと考えております。今の、ひとつ私の話を聞きまして、執行部の方々の御感想をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） プールの所に体育館をというお話でございますけども、これも確かにプールにつきましては随分老朽化してきております。平成14年に700万円をかけまして、プールの漏水がありましたのでそれを直しまして現在に至って

おるわけでございます。

しかし、プールは夏の間、市民にとっては安く、しかも手軽に、そして親子ともども遊べる。40日間でございますけども、年間につきましては大体約2万人程度のお客さんが来ていらっしゃるということでございます。確かに、小学校につきましては自分たちのプール、夏休みは子ども会で使ったりしますけども、やはり、50メートル、それから25メートル、そしていわゆる幼児用の徒渉プールというのがあるんですけども、いわゆる親子で遊べるそういった施設でございますので、それをつぶしてそこに建てるというふうにはなかなかこれが抵抗もあることでしょうし、その辺、位置関係につきましても、なかなかこちらの方でじっくり考えなくてはいけないなというふうに思っています。

確かに、御提案としては体育館そのものの便利さ等々考えますといいアイデアかもしれませんが、私どもとしてはもう一遍じっくりその辺は考えたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） 先ほど御答弁をいただいて、グラウンドとのやはり相乗効果を生かさなければならぬだろうと。ということはやっぱり、グラウンドはもう極力つぶしていかない方向にあるという御答弁だと私は理解しております。となりますと、もし今の体育館をサブというふうにするのであれば、玄関前か後ろのプールしかもうないわけですし、前は道路との関係でセットバックの関係があって、やっぱりなかなか難しいだろうと。となりますと、プールの位置しかもう必然的にないわけでありまして。もしプールを外すのであれば、もう遠隔地に新体育館建設というような話になるであろうと私は思っております。

これ以上、質問しても酷なことでございますのでもういたしません、一応、事業費をいかに削っていくか。確かに、グラウンドにつくれば建設費は当然、かなり落ちてきます。しかし、今の防府市のスポーツゾーンを本当に有効に生かしていただく、そうするためには、多少費用がかかっても、費用対効果を考えて、やはりプールの今の位置しか私はないんじゃないかなと。プールを当然、体育館の中につくっていただいて、そしてアリーナ型の総合体育館をつくっていただきたい。私はこう思いますので、要望いたしまして2番目は終わります。

次に、3番目、PFIの導入について。今から研究されていくということでございます。ぜひ、研究して事業実施をしていただきたいと思っております。

このたび、実は、私、総務委員会でPFI事業の視察に行っまいりまして、PFI導入のメリットとして、設定期間、管理を民間を任せられる。例えば、20年とか30年。

2番目として、事業費、管理費の圧縮。先ほど述べました兵庫県加古川市の総合体育館では、単独でやると20年間で118億2,000万円かかるのに対しまして、PFIでやると88億6,000万円。約25%の削減。29億6,000万円の削減効果があったと言われております。この中に、また人件費の削減、民間とのリスク分担によるまた改修費などの維持費等々がこの減額にまたさらに含まれてくると。

3点目として、施設内で専門的な民間のノウハウを生かし、サービスの向上が、上がると。このようにPFIのメリットとして考えられています。

ちなみに、総務委員会でPFIの視察に行った三重県の桑名市の例なんですけど、これは体育館ではございません。図書館等複合公共施設ということでございますが、これは30年間で契約しておりまして、市は、もし直接実施した場合は97億7,000万円。これに対しまして、PFIを導入いたしますと76億2,000万円。22%、21億5,000万円の削減効果ということでございます。

先ほども市長さん、行財政改革を旗印としているようでございますので、ぜひこのような方法をうまく取り入れまして、なかなか体育館建設というのも一朝一夕にいかないのもわかっております。けども、研究に研究を重ねて、また知恵を絞って、ぜひ国体に新体育館、間に合わせていただきたいと強く要望いたしまして、スポーツセンターについての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、図書館移転後の跡地利用について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 図書館移転後の跡地利用施設と青少年科学館ソラールとの連携利用ができないかという御質問についてお答えいたします。

ソラールは、平成10年4月に青少年の科学する心をはぐくむことを目的とする学習施設として建設いたしましたもので、おもしろサイエンス等の独創的な事業を実施いたしており、小・中学生を中心に、毎年4万人以上、平成16年度末までの7年間の累計では30万人以上の多数の入館者をお迎えしています。このソラールでは、科学の実験や観察等を通してさまざまな学習をしていただいております。これらの学習に必要な科学設備等を設置しています。

図書館の跡地利用の案件は、現在、全庁的に検討中でございますので、今回、御質問の跡地利用施設とソラールとの一体利用につきましては、現時点では明言が難しい状況にあります。

御提言の跡地利用施設における実験室の確保につきましては、実験室が2つの建物に分散することになり、安全管理が難しくなりますので、学習内容等を工夫することによって

現在のソラールで対応できるものと考えています。

次に、跡地利用施設における団体用の休憩スペースの確保につきましては、団体入館者が別の建物へ移動するためには、その距離やエレベーターの輸送能力を考慮すると不便であることと、本来的に学習施設であるソラール等において団体用の休憩スペースを設置することは難しいものと考えています。

以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、図書館移転後の跡地について、一部を市民に開放し、会議室、展示会等多目的に使用できるよう貸館業務はできないかについての御質問にお答えいたします。

昨日の答弁でもお答えしましたように、現時点では、図書館跡地を文化財保護施設として活用すること、このことが決定しているわけではありませんので、規模、内容等につきましては構想の域を出ませんが、文化財保護施設ということになれば、その顔である展示室、修復室、保管室、体験学習室、事務室等を勘案しながら検討してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） きのうも藤本議員、河杉議員からの質問でこのことについてはあらかじめ答えが出ておるんですけども、一つちょっと確認だけさせていただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 大きい声でお願いします。

3番（松村 学君） すいません。大きい声でやらさせていただきます。

現図書館の建物の面積2,990平米というスペースが今、あります。私、県内の歴史資料館、どれぐらいのスペースを有して運営されているのかということでちょっと調べたんですけども、一応、山口市の歴史民俗資料館のスペースは、鉄筋コンクリートの2階建てで延べ床面積が747.85平米。美祢市においては、これもまた同様の2階なんですけども、一応10万点の化石を展示収蔵しているということですけども、745.1平米というふうになっております。明らかに、今の防府の現図書館を歴史民俗資料館の流れになっているということですけども、当然、これだけじゃほかの機能も入れていかないと埋まらないんじゃないかなと思うんですけども、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 市内に各それぞれのいわゆる歴史民俗資料館に収蔵する部分がありますけども、私の方で調べましたところ、周防国衙跡の発掘事務所から出ておりますいわゆるコンテナ部分、それから、今、旧競輪場の選手宿舎にありますコンテナ、それから、市役所の消防倉庫、それから、富海小学校民具、そういったものもありま

す。それから、海洋民俗資料の収蔵庫もありますし、それらもろもろの部分がありますけれども、かなりそういったものをこの図書館の部分に収蔵いたしますと、700平米という部分が必要になるというふうに考えております。また、さらに、海洋民俗資料館についても、またそれを150平米ということもありますし、現在の図書館のそれぞれ書庫、倉庫に関するような部分がありますけれども、そういったいわゆる書庫に関する部分は502平米しかありません。そういったことで、全部が全部、今、分散してありますそういった発掘事務所等とか出ました遺跡等につきましても、収まり切れないという部分があるだろうというふうに思います。

また、それぞれ民俗資料館といたしましてもいろんな陳列、それから研究室、それから、それぞれ事務室等々の部屋が必要だろうというふうに思いますので、山口市、美祿市等につきましてのどういった陳列部分、どういうふうなレイアウトになっているかちょっと私の方は存じませんが、いずれにいたしましても、かなりその部分でもスペースをとられるということがあるというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） わかりました。今、これも確定段階に入ってないということで、今からいろいろ議論でまた流れが変わったりするかもしれませんので、要望にしておきます。

今、ソラールもやはり開館以来、やっぱり時代のニーズというもので、科学に対する求められているものというのがやっぱり変わってきております。ちなみに、今、文部科学省の方で平成14年に青少年の理科離れを指摘してありまして、科学技術・理科大好きプランという施策を今、打ち出しています。その中に、現存の科学館を研修の場とするように求められておる。さっきも言われましたけども、おもしろサイエンス、ほかに、今、科学館の方々が一生懸命新しいニーズを打ち出そうとして頑張っておられますけど、今回も新幹線おもしろ探険隊、これも7,000人ぐらい来ておられますので、本当に、今、どんどんやっぱり科学館に求められているものというのはかなり大きいものではなからうかなと思っております。

そう考えますと、現図書館に科学館の機能を少し一部というふうになると、確かに一体性がないというふうな感じもおっしゃいましたけども、私としては、可能な限り、例えば、実験で使ったりすると危険だからできないとか、そういうことも一部ちょっとお聞きしましたけども、そういうのは利用制限をして開放すればいいわけで、十分議論していただいて、ぜひ、もう手狭になりつつある科学館、先ほどもそうは理解していないというふうに教育長の御答弁もありましたけれども、一回、ぜひちょっと見ていただいて、また担当の方

らとよく話していただいて、ぜひ今の現図書館を科学館の関連施設として一部開放していただきたいと要望して、1番目を終わります。

2番目といたしましては、研修室とかそういうことで今から開放していくということでございますので。今までも、現図書館では、やはり会議とか講演会、展示会、文学セミナー、サークル活動、文化行事、本当にいろいろな行事、活動があそこで頻繁にやられております。ぜひ、本市でも引き続き現図書館を市民に開放していただいて、今、本当、市民参加、市民活動とか言いますけども、本当、市内でいろんな活動がやられております。会議もいろいろな催し物とか本当に数多く、年々ふえてきていると思います。中規模クラスの100人程度のホールもないよと。どこかないのかなと。アスピラートがあるじゃないかといいますが、いつも催し物でいっぱいだというような話も聞いております。

そういうことも踏まえますと、今の図書館、これ、チャンスかなと思ひまして、私、これを取り上げさせていただきます。ぜひ前向きにまた議論していただいて、いい現図書館の利用をしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で3番、松村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は4番、山下議員。

〔4番 山下 和明君 登壇〕

4番（山下 和明君） それでは、通告の順に従い、質問に入ります。当局におきましては、明快な回答をお願い申し上げます。

消防行政の救命率向上について。先に、自動体外式除細動器（AED）についてお尋ねいたします。

救急救命士法が成立したのは平成3年4月、救急救命士は、高規格救急車に搭載した機材を使い、医療機関に搬送する間、医師の指示のもとで心肺停止状態の傷病患者に対し専門的な応急処置をすることが可能となり、防府市においても、平成7年12月より高規格救急車を導入し救急救命士が乗務しており、救命率は以前より1.5倍近く向上いたしました。その後、平成15年4月からは、救急救命士が医師の指示を待たずに心肺停止患者の心臓に電気ショックを与え鼓動を回復させる除細動の実施が可能となり、さらに救命率の向上とつながっています。また、平成16年7月から医師の具体的指示に基づき、気道確保する気管挿管が実施できるようになり、救命率の向上は従来に比べ大きく踏み出してまいりました。

既に欧米では、だれもが簡単に使える自動体外式除細動器（AED）が2000年から

一般に普及し、空港や駅、競技場、学校などの公共施設に備えられ、救命率の向上につながっていました。

日本でもこうした自動体外式除細動器（AED）の普及を求める声が高まり、従来、自動体外式除細動器（AED）の使用は原則として医師の判断を必要とし、救急救命士や航空機の乗務員にしか認めていませんでしたが、平成15年9月に、安全性が高いAEDの使用について、1、医師らの速やかな対応が得られない、2、患者の意識、呼吸がない、3、使用者が必要な講習を受けている、4、使用するAEDが薬事法の承認を得ている、この4条件を満たした場合、一般人が使用しても医師法に違反しないとの見解を示し、認める方針を決めました。

平成16年7月に厚生労働省医政局長通知において、先ほど申しました4つの条件が示され、自動体外式除細動器（AED）使用が可能となり、これを踏まえて、8月には自動体外式除細動器（AED）の講習内容のとりまとめについて、一定の頻度で心肺停止者に対する講習プログラム及び講師養成のための講習プログラムが示され、ここ防府市消防署の救急隊員全員96人が当講習を受講し、地域住民の救命率向上を目指していると伺っています。

とうとい人命を救い、一刻を争う現場で、心筋梗塞や不整脈は1分経過するたびに約10%ずつ救命率が低下すると言われており、心肺停止の救急患者の救命率向上には、救急車が到着するまでの時間に、その場に居合わせた人の迅速かつ適切な応急処置が不可欠となります。

そこでお尋ねいたしますが、自動体外式除細動器（AED）は、心肺停止患者に電気ショックを与え、機能回復を図る救命医療器で、操作方法は電源を入れ、音声案内に従って電気ショックのボタンを押すだけ、機器が自動的に電気ショックが必要かどうかを判断するので誤作動がなく、安心して使用することができる機器のようですが、そうした自動体外式除細動器（AED）を一般市民が使用実施することが可能となりました。

今後、自動体外式除細動器（AED）を使用した普通救命講習会の積極的な実施体制を図ることが要求されますが、取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、一般市民が普通救命講習会で自動体外式除細動器（AED）の取り扱い方を受講しても、AEDが配備・設置されていなければ救命蘇生効果につながってまいりません。

そこで、心肺停止状態を発見後、除細動の実施が1分おくれるだけで生存率に大きな差が生じるだけに、そうした一刻を争う事態を考慮し、自動体外式除細動器（AED）をまずは公共施設に、例えば、多くの人が集まるスポーツセンターや競技場、市役所や学校、

休日診療所等に配備・設置することが必要ではないでしょうか。また、市が主催する大きな行事等には、AEDを持参することも提案したいと思いますが、自動体外式除細動器（AED）の配備・設置計画についてお伺いいたします。

次は、現場急行支援システム（FAST）についてお尋ねいたします。

道路交通の発展は、経済の成長を支える大きな柱ではありますが、しかし、一方で、交通事故の増加や交通渋滞、交通公害の悪化等を招き、大きな社会問題となっており、我が国のみならず、世界の先進国が抱える共通の課題がそこにあります。

現在、日本だけでなく、世界的な規模で、これら道路交通に起因する問題を改善するため、高度な情報通信技術をはじめとする科学技術を活用した道路交通システムが推進されており、警察庁としても積極的な取り組みが行われているところであります。

中でも、交通対策上重要な施策である新交通管理システムのうち、特に、安全をテーマとした最新システムである現場急行支援システム（FAST）、緊急車両の走行支援が整備、実用化されてまいりました。

現場急行支援システム（FAST）の実用化については、近年、自然災害をはじめ多種多様な災害が発生し、緊急通報件数の増加に伴い、緊急車両の出動件数も増加傾向にあり、また、交通量や渋滞等により現場に到着するまでの所要時間が延びるなど、状況は悪化しています。

そうした事柄を背景に、緊急車両の出動、通行回数が多い地域や主要路線において、緊急走行中の緊急車両を光通信装置により感知し、県警の交通管制センターが緊急車両を優先的に走行させるため、信号機の制御（青信号の延長または赤信号の短縮等）を行う。また、信号機上に取りつけられる情報板に緊急車両接近の情報を表示させ、一般車両に緊急車両の接近を知らせる。そうしたシステムは、緊急車両が現場に到着するまでの時間を短縮させ、事案への早期対応を可能にすることになります。

現場急行支援システム（FAST）が導入できれば、緊急車両の中でも出動件数の多い救急車は、安全にいち早く現場に到着することで、けがや急病に苦しむ患者に応急処置ができ、救急病院への搬送時間の短縮は救命率の向上や負傷程度の軽減等につながってまいります。

現在、幾つかの消防本部で既に警察機関と共同で現場急行支援システム（FAST）を実用化しているところ、同システムの導入を計画しているところもあり、今後、同システム（FAST）は全国に普及していくと思われます。

そこで、お尋ねいたしますが、防府市には、山口県立総合医療センター、旧県立中央病院があります。同システム導入には県警察本部と緊密な連携が不可欠であります。先駆け

で防府市において、同システムの実用化へ向け、緊急走行の頻度の高い主要路線で区間を選定し、将来の実用化に向けて、まずは試験的に同システムによるテスト走行の協議を図ってはどうか。救急車やパトカーなどの緊急車両が赤信号で交差点に進入する際の接触事故の防止にも効果が持たれ、救命率、検挙率の向上を図ることに期待できる現場急行支援システム（FAST）についてお伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 4番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

消防長（岡本 勝實君） それでは、お答えいたします。

まず、AEDを使用した普通救命講習の取り組みはどうかについてお答えいたします。

我が国の平成14年の人口動態統計によると、死因の第1位は悪性新生物、これはがんであります。2位は心疾患、3位、脳血管疾患、4位、肺炎、5位が不慮の事故の順となっております。この中で、心疾患による死亡者数、死亡率は、ともに増加を続けております。同年の統計では、虚血性心疾患による死亡者数は7万人を超え、そのうちの3分の2を心筋梗塞が占めております。この心筋梗塞の約半数が発症後1時間以内の急性死亡であると言われております。

そして、目撃者がいた場合の心疾患、傷病者の心停止の心電図は心室細動を示していることが多いことが判明しているのですが、心室細動というのは、心臓が突然リズムカルな拍動を失い心室の筋肉が不規則に興奮している状態を言い、心臓が血液を送り出すポンプとしての機能を果たすことができず、急速に死に至る極めて致死的な不整脈のことです。

心室細動の状態のときに電気ショックを与えると、心筋細胞の勝手な動きをとめ、規則正しい収縮に戻して血液を送り出せる状態にすることができます。これを、細動を除くこと、つまり除細動と言います。

AEDとは、オートメーテッド・エスクターナル・デフィブリレーターの略で、日本語では、自動体外式除細動器と呼ばれていて、傷病者の心臓のリズムを調べて治療のために電気ショックが必要かどうかを判断します。除細動が必要な場合は、どのような手順をとるべきかをAEDが音声ガイダンスを用い、救助者に教えてくれます。早期に除細動をかけることが心室細動に対する唯一の効果的な治療法と言われており、除細動が行われるまでの時間が傷病者の生存退院率を左右し、心室細動が発生して除細動が1分おくれるごとに7から10%生存退院率が低下すると言われております。そこで、救急現場においてバイスタンダー、現場に居合わせた人が一刻も早くAEDを使用して除細動を行うことが傷病者の救命に必要となってきます。

また、昨年の7月1日から一般市民のだれもがAEDを使用することができるようになり、一般市民に対してこのAEDの使用を含めた講習を広めていくため、消防本部では、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱を国が示した講習プログラムに沿った形で改正を行い、指導員の研修、実技指導に使用する訓練用トレーナーの整備を行っており、6月10日から既に一般市民を対象としたAEDの使用を取り入れた普通救命講習を実施しておるところであります。

次に、公共施設へのAEDの配備についてですが、現状では、市内の公共施設にAEDが設置されているところはないように承知しておりますが、不特定多数の人が集まる公共施設へのAEDの設置は傷病者の救命に大きな効果があるものと思われま

す。消防本部としては、こうした公共施設への設置について、関係機関と協議してまいりたいと思っておりますが、これには、機器の設置や維持管理、施設の従業員の方の講習等の問題があり、御理解並びに御協力が必要となってきます。

今後については、AEDを含めた普通救命講習の指導者の育成を図っていくとともに、この講習を一般市民に幅広く普及していきたいと考えております。

次に、現場急行支援システムの導入についてですが、救急車等の緊急車両の優先通行につきましては、消防法第26条及び道路交通法第39条で規定されており、停止しなければならない場合においても停止することなく徐行し、交差点の赤信号に進入し走行していますが、交差点内で救急車が事故を起こしたり、渋滞で救急業務に支障を来したということは、今日までありません。防府市の場合、救急車の現場到着時間を短縮することも大切ですが、現場におけるバイスタンダーの応急手当の実施の方が傷病者の救命には効果があると思われま

す。消防白書では、救急車が現場に到着するまでの所要時間は全国平均6.3分。防府管内では5.0分と、全国平均より1分18秒早く現場に到着しておる状況から、現場急行支援システムの導入は考えておりません。

なお、御参考までに、類似したシステムについて調査したところ、山口県では、緊急車ではありませんが、山口県警と山口市がバスの信号待ちを短縮し利用者の拡大を図る目的で、公共車両システム（PTPS）として、平成14年9月に県庁から県農業試験場までの10キロメートル区間にある8カ所の信号に赤外線送受信装置を取りつけ、バスに発信機を設置し、バスが交差点に近づいた場合、信号機が自動的に青になるように表示時間を調整するシステムが導入されていると聞いております。

設置に当たっては、県警の交通管制センター区域のみで、防府市で設置可能場所とすれば、右田高井交差点から天神入り口交差点の間の信号までと聞いております。また、総事

業費は6,000万円、国土交通省の補助金とも聞いております。緊急車に導入しているところは、大阪府、岡山県であることも承知しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） さきにお聞きしましたところのことではありますけれども、消防本部の平成16年に実施された普通救命講習会の参加者は、68回開催されまして1,723人の方が受講されております。救命率の向上にかかわる実績と貢献、取り組みについて敬意を表したいと思えます。

先ほど、AEDを使用した普通救命講習会の取り組みについて御答弁いただきましたけれども、取り扱える方の育成を図っていきたいということで、これだけの実績もございませんので、今後力を入れてお願いをしたいと思うんでありますが、ここで2点ばかり質問をお聞かせいただきたいと思うんですが、普通救命講習会の中でAEDを使って迅速、的確な応急措置ができるよう市民向けの講習会が先ほど6月10日から実施に入ったとありましたけれども、この普通救命講習会に使われるAEDの訓練機器、トレーニング用というんですかね、これは何台購入されておられるのかお伺いしたいと思います。

もう1点は、昨年7月から、先ほど壇上でも申しましたように、一般の方もこのAED使用が可能になったわけでありまして、講習会が6月10日ということで約1年ほどかかっているわけですね。そうしたことで、少し取り組みが遅いのではないかとといった感がするんですが、この点についていかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） まず1点目、訓練用の除細動器は幾つあるかという御質問であったかと思えます。今、実際に救急救命士が使用しておる除細動器は7台、救急車に積んでおります。これは高価なものでありまして、約200万円ぐらいいたします。それと、今、AEDを使用した普通救命講習会の時間の中には、当然、そういう訓練用人形も必要になってまいります。これが6体ございます。除細動器の配備については、訓練用が6台、正規の救命士が使う救急車に載せてあるのが7台ございます。

それと、2点目のAEDを使用した取り組みが遅いのではないかとということでございますが、6月10日から既に受講いただいておりますのが、学校保健会と申しますか、中学校PTAの教職員、これが34人完了しております。もう一つは、島地中学校のPTAの教職員・生徒64人、これが約100名、もう既に済んでおります。そして、消防士においても、今、随時、時間の合間を見ながらと申しますか、むしろ積極的にこの訓練に取り組んでおります。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 要するに、講習会で使われるAEDの訓練用機器ですね、トレーニング用。今、高規格救急車並びに予備の救急車合わせてということで7台。これは要するに、講習会で使えるものじゃありませんね。人形が6体、AEDですよ、自動体外式除細動器、要するに講習会で使うAEDは何台でしょうかと。購入しておられるかということを知りたいわけなんです。

それと、昨年の7月から法の改正により一般の方もAEDが使用できるようになったということですが、早いところではもう講習会をどんどん進めておる自治体もあるわけでありまして。防府においては約1年、少しおくれて開始されるということで、そうした、そこになった経緯について、どうしてだろうかということ、もっと早い時期にこういった一般向けの普通救命講習ができなかったのかなと、こうお尋ねしたんですけれども、もう一度、もう少し明確に答えていただけたらと思います。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） まず、訓練用の除細動器、AEDでございますが、これは6台ありまして、順次、先ほどの答弁させていただきましたが、計画的に配備するということを言っておりましたが、救急業務高度化推進事業の中にそういう訓練用の人形も適宜そろえていくという5年計画を立てております。その中で、今、6体が完了しておるということでございます。

そして、AEDの講習の取り組みが遅かったのではなかろうかということですが、県内の消防本部においても、まだその講習を実施していないような本部も多々あるように聞いております。そういったことから言えば、特に防府の消防本部がおくれているという認識は持っておりません。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（山下 和明君） 県内の状況を言われますけれど、他県では特にこういった取り組みも早くから行われているところもあるようであります。

トレーニング用の訓練機器について、人形に対して除細動でやるんでしょうけれども、その訓練用機器として、トレーニング用としてAEDを購入されておられると思うんですよ、新たに。通常の、どういんでしょうか、今の救急車に積んであるものは、そういうのは使えないわけですから、余りにもボリュームというか高価であるし。普通の30万円、40万円程度の、これから普及していくAEDをさせるための訓練機器を購入していただきたい。私は、たしか1台は購入したということは耳にしたんですけれども。

近隣の他市の購入状況を聞きましたら、山口市は今1台ということで、7月には4台と

ということで計5台。周南市は2台、宇部市は4台、岩国市は2台ということで、これから、お値段はとにかく、AEDの講習をされるわけですから、AEDの訓練機器もふやされた方がいいのではないかとということで要望しておきます。

昨年の7月よりAEDが一般市民でも使用可能となったことによって、AEDへの関心がさらに高まってまいります。市広報等で一般向けの普通救命講習会への参加御案内は積極的にされるとは思いますけれども、議会や市の職員の方へも、講習会への参加をぜひ促していただきたいと思います。時として、例年より普通救命講習会への参加者がふえることも考えられますので、受講者がふえるということは、人の命を救えるAEDを操作できる人が確実にふえるということでありますので、普通救命講習会の積極的な開催と、先ほどから申しましたけれども、その受け入れ態勢の方もよろしくをお願いをしたいと思います。要望しておきます。

次に、自動体外式除細動器のAEDの配備、設置について、先ほどのやりとりの中で、5年計画等々ということも出ましたけれども、現在はAEDは設置されていないと。防府署管内でAEDは設置されていないということだろうと思います。設置については、関連部局と今後協議をされるということの内容の答弁だったと思いますけれども。

先ほど、消防長の答弁、御説明がありましたけれども、心臓の突然死の多くは、心臓の心室が不規則に震えて全身に血液が送れなくなるということで、心室細動が原因ということで、5分以内に除細動を施せば半数は助かるというふうに聞いておるわけなんですけれども、そこで、市内の救急車が、市内でのことですけれども、救急車が現場に到着する所要時間の状況はどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（岡本 勝實君） まず最初に、AEDの設置については、山口県がこの17年の7月ごろに県内31カ所に除細動を配備するようなことを聞いております。そのうち、防府に配備されるのは、防府の健康福祉センター、それと防府の総合庁舎に配備されると聞いております。

今、現場に到着するまでの所要時間でございますが、例えば、3分未満、3分から5分、5分から10分、10分から20分、いろいろその要請の場所によって距離が違うので、当然違うわけでございますが、先ほど答弁させていただいたように、防府では平均的に5.0分ということで、全国の平均よりも1分18秒早く病院、医療機関に収容しておることが現状であります。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番(山下 和明君) 平均が全国より早く、いわば現場に到着できているということで、平均5分ということで。それで、この火災救急救助年報の中から、救急部の救急車が現場に到着する所要時間というのが毎年出されておりますね。これは、徳地町、秋穂町も含めておりまして、その徳地町、秋穂町を除く、要するに本署、そして南出張所、東出張所、これが核になるわけですよ。その出動件数を計算しましたら、3,890件出動しております。それで、5分未満に到着できた件数は1,166件ということで、その全体の割合からしますと、先ほど、平均が5分と言われましたけれども、5分未満に到着できた比率は、3分未満と3分以上5分未満を足しますと1,403件ということで、約36%となるわけですね。ということは、出動件数のうちの36%しか5分未満に到達できないと。残りの64%の出動は5分以上かかっているという数字ではなからうかなと、このように私、個人的に分析させてもらいました。

そこで、先ほどから消防長も言われましたが、心肺停止後1分おくれるということで救命率が10%ずつ落ちていくわけなんです。それで、処置までの時間短縮が課題となります。

そこで質問いたしますけれど、救急車が到着するまでに5分を超える地域の公的施設、例えば学校だとか公民館、こういった施設にAEDの配備、設置を先に考えてはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 消防長。

消防長(岡本 勝實君) 先ほども御答弁させていただきましたが、設置に当たっては、これは医療機器になりますので、この点検とかメンテの関係でシビアなものを要求されません。こういうことから、この機器の設置や維持管理、施設の従業員の方、置いてあってもその従業員の方が取り扱いが簡単にできるかということも含めると、なかなか置いただけでは効果がというか、有意義な取り扱いにはならないように思います。したがって、こういう講習も含めまして、関係機関と協議しながら、できるだけ設置が可能になるような方向で協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長(久保 玄爾君) 4番。

4番(山下 和明君) 設置をしようと計画を立てられれば、その施設管理者、また担当者に普通救命講習を受講していただくということで、半日あれば、3時間、4時間講習でございますので、別に講習を受けなければという法的には問題はありませんもので、講習を促すということはできるのではなからうかなと思いますので、その辺で要望しておきます。

先ほど申されましたけれども、A E Dがいざというときに救命率の向上につながるとして、山口市で県民を対象としたA E D講習会が5月12日に行われまして、先ほど申されたように、県内の施設31カ所にA E Dが配備、設置されるということが決まっております。今後は、多くの人が集まる民間施設にもA E Dの設置が普及してこようかと思えます。

参考に、これは6月3日の新聞の記事なんですけれども、今、開催しております愛知万博の会場でこういうことがあったということで紹介しますと「心肺停止の事案は今回が3例目。いずれも心肺蘇生が行われ、無事、病院に運ばれたという。今回、効果を発揮したA E Dは場内に60メートルから70メートル間隔で約100台設置され、警備隊員や多くのスタッフが対応できるように備えている」ということで、多くの人が集まる会場にA E Dが設置されているということを紹介したかったわけでありまして。

ここで、私の今まで質問した中に、市長さんの答弁がなかったのは記憶にありませんもんで、最後に、この件についての市長さんに質問させていただきたいと思うんですが、市内の施設に多くのA E Dが配備・設置されなければ、普通救命講習会でA E Dの操作ができる人が今後ふえてくるわけですよ。そうすると、いわばA E Dが操作できる人がふえても、要するに設置されていないということが救命率の効果にはつながってこないと思うので、それで、壇上でも申しましたが、自動体外式除細動器(A E D)を公共施設の多くの人が集まるスポーツセンター、競技場、市役所、学校、休日診療所に配備・設置することと、それと、市が主催する大きな行事等にA E Dを持参されることを先ほど壇上で提案したんですけれども、市長さん、この点についていかがなものでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 消防長がいろいろお答えしましたが、私への御質問でございますので。

ちなみに、私も救急講習は受けておりまして、その受講証もちょうだいしております。ただ、A E Dの機材につきましては、知識は受けておりますが、実際に自分がそれで資格があるかということになると、その講習はまだ私は受けておりません。したがって、これからの時代、人の多く集まる公的機関にそのようなものが整備されて、しかも、そこにいる人がその機材を適切に管理し、そして適切に使用していくことができるように努めていくことは極めて大切なことであると考えますので、前向きに対応させていただきたいと思っております。

議長(久保 玄爾君) 4番。

4番(山下 和明君) 救急業務というのは行政の責務として、市民に安心・安全を与える上位にランクされているものだと、このように思っておりますので、救急業務の向上

は、即、市民の安全・安心の向上につながってこようかと思しますので、どうか市長さん、前向きなということでございますので、やはりバランスよく、講習は消防の方でどんどんそうした育成をされると。しかし、そうしたものを扱うAEDをどうか計画的にバランスよく設置していただけたらなど、このように思います。

先ほども申しましたが、時間のかかる場所につきましては、やはり公平性というかそういったところから、AEDの設置も考慮していただけたらなど、このように思います。

最後に、現場急行支援システム(FAST)についてでありますけれども、これは、先ほど、これに似たような山口市のバス運行の例を申されましたけれども、新しいシステムでありますのでなかなかぴんとこないと思いますもので、もう少し詳しく、この現場急行支援システム(FAST)について御紹介したいと思います。

これは「2003 予防時報 213」、現場急行支援システム(FAST)について紹介した記事であります。少し読んでみますと「社団法人新交通管理システム協会では、警察庁、警視庁及び千葉県警と協力し、平成11年度に東京都江東区内の2路線及び千葉県船橋市内の1路線においてFASTの実証実験を実施した。特に、千葉県で行われた実験では、対象車両であるパトカーの交差点通過時における優先信号制御に加え、交通情報板を利用して周囲の一般車両に対する緊急車両の存在通知を実施した。それぞれの実験において、実験区間を通過するために必要とした時間を実験前と実験中で比較したところ、次のような結果が得られた。通過に要した時間の短縮率として、東京都では約14.6%の短縮、千葉県では約12%の短縮」だったそうであります。

「平成11年度の東京都及び千葉県での実験を踏まえ、平成12年度には東京都(29の交差点に整備)、平成13年度には千葉県(30の交差点に整備)において、警察のパトカーを対象としたFASTのシステムの運用が開始された。平成15年1月には同様のシステムが石川県金沢市及び岡山県岡山市において整備・運用されている。また、平成15年3月には大阪府大阪市において運用開始される予定である」と。2003年の記事でありますので、もうこれは開始されております。

「このうち、岡山市では、救急車を対象車両に加えた新たなシステムとして展開したところであり、岡山市の事例を紹介する。岡山県警では、平成14年4月、道路管理者、岡山市消防局、医療関係機関・団体等により構成される緊急車両優先システム実行委員会を設置し、システム整備に向け協議を行った。システムを整備する路線の決定に当たっては、事件・事故発生状況、緊急病院・警察署の位置等を念頭に検討を行い、岡山市の中心部に位置する幹線道路である次の約7.4キロメートルを対象路線とした。当該路線に光通信装置を34基(19カ所)新設し、既設の光ビーコン10基とあわせて21交差点の優先

信号制御を行うこととした。車載機については、当該路線を管轄する岡山東・岡山南・岡山西の3警察署のパトカー34台及び岡山市消防局の全救急車12台の計46台の救急車両に搭載した。運用開始に先立ち、平成14年12月から1カ月間の試験期間を設けたが、緊急走行回数が最も多かった岡山市北消防署の救急車について、救急病院に傷病者を搬送した路線（約2キロメートル）において、搬送に要した時間をシステム導入前と比較したところ、240.3秒から227.5秒となり、平均12.8秒の短縮効果が認められた。市街地では、緊急車両が渋滞に巻き込まれて速度が著しく低下するケースが少なくない。今回の試験期間中、緊急走行状態下での最低速度を比較したところ、1分290.3メートルから1分333.3メートルに上昇しており、緊急走行時の大きな問題である渋滞時においても、傷病者搬送時間の短縮に相当の効果があると認められ、乗務員の反応についても良好であった」ということで、熊本市でも来年度から同システムが運行されるということであります。

理解を得るために、FASTについて内容の記事を紹介いたしましたけれども、近い将来、消防機関と警察機関の緊密な連携によって、全国的に同システムの整備が推進される時代がやってこようかと思っておりますので、くどいようですけれども、同システムが実用化に至るまでに、警察機関との協議は不可欠でありますので、前向きな協議に私は期待して、質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で4番、山下議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

午後 0時 4分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は15番、藤野議員。

〔15番 藤野 文彦君 登壇〕

15番（藤野 文彦君） 藤野文彦でございます。昼食の後に大変眠たくなりますけれど、しばらく御清聴お願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

第1点目といたしまして、庁舎介護用具の充実について。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成14年4月推計による日本の将来推計人口、中位推計及び中位の過程について、スタート時点である平成12年（2000年）の日本の総人口は、同年の国勢調査によれば1億2,693万人であったと言われております。

中位推計の結果に基づけば、この総人口は今後も緩やかに増加し、平成18年(2006年)に1億2,774万人でピークに達した後、以後、長期の人口減少過程に入り、平成25年(2013年)には、ほぼ現在の人口規模に戻り、平成62年(2050年)にはおおよそ1億60万人になるものと予想されています。

低位推計では、平成16年(2004年)に1億2,748万人でピークに達し、以後、減少して、平成62年(2050年)には9,203万人に達する。また、高位推計によれば、総人口は中位推計よりややおくれて平成21年(2009年)に1億2,815万人でピークに達し、そしてそれ以降は減少に転じ、平成62年(2050年)には1億825万人に達するものと見込まれています。

このように、日本の人口は間もなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の趨勢は終えんする。日本の出生率が1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準、人口置換水準、合計特殊出生率で2.08前後の水準を大きく割り込んでいるため、このような過去四半世紀続いた低出生率水準と今後の見通しは、今世紀初頭から始まる人口減少をほぼ避けることのできない現象としている低位推計、高位推計で見ても、日本の人口は間もなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の時代は終えんするとしています。

また、このことを年齢3区分別の老年(65歳以上)の人口の推移を見ますと、中位推計結果によれば、年少人口の減少に続いて、今後、生産年齢人口の減少が始まる一方で、老年(65歳以上)人口はおよそ現在の2,200万人から平成25年(2013年)に3,000万人を突破し、平成30年(2018年)には3,417万人へと急速な増加を続ける。すなわち、団塊の世代、昭和22年から24年出生世代が65歳以上の年齢層に入り切るまで急速な老年人口の増加を生じることになります。その後、戦後の出生規模の縮小世代が老年人口に参入するため増加の勢いは弱まり、緩やかな増加期となりますが、第二次ベビーブーム世代が老年人口となる平成55年(2043年)には老年人口はピークに達し、その後、緩やかな減少に転じ、平成62年(2050年)に3,586万人、率にいたしまして35.7%と公表しています。

防府市の人口及び老年人口の推移を見ますと、昭和50年(1975年)に10万5,510人で老年人口は1万427人、高齢化率9.9%。昭和60年(1985年)には、11万8,064人で1万4,671人、12.4%。平成15年(2003年)には、11万9,430人で、老年人口は2万5,484人、21.3%に増加しています。平成19年(2007年)になりますと、総人口は11万7,861人と減少しますが、2万7,695人、23.5%と、防府市においても急速な老年人口の増加を生じま

す。

老年人口の増加に伴い、身障者についても平成15年5月1日現在の手帳の交付状況を見ますと3,939人、平成17年(2005年)、今年でありますけれど、4月1日では4,388人と、増加をしているところであります。

このことは、市役所の窓口へ高齢者や身障者の皆さんが申請手続や御相談に来庁される機会が多くなると言えます。昨年1年間に来庁された手続等の主なものを申し上げますと、タクシー券の更新、福祉医療の更新、障害者手帳の申請交付、また、手続によっては、保険年金課等4号館との往来もあり、延べ2,400人前後の市民の方が来庁されています。

そこでお伺いしますが、1号館玄関に高齢者や歩行困難な来庁者への介護用具が設置されていますが、歩行器について、寄贈された方にはまことに御無礼かと存じますけれど、旧型で使用勝手が非常に悪いと思います。高齢化の進展に伴い、利便性のよいシルバーカートに更新されてはいかがでしょうか。あわせて、2階、3階へ所用があるとき、高齢者や歩行困難な方は大変な御不自由をなさっておられると思いますが、安心・安全に来庁できる方策を何か考えておられるかどうか、御所見をお伺いします。

次に、小・中学校屋内運動場のバドミントン競技用施設の充実について。

地域住民に開放されています学校施設は、学校施設の使用に関する規則、平成7年防府市教育委員会規則第6号に基づき、防府市における社会体育及び社会教育の普及・振興のため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民の利用に供するという目的で定められております。

スポーツ開放施設として、屋内運動場及び会議室、校庭、夜間照明があります。地域住民は、平日、土日・祝日、長期休業日にスポーツ少年団の育成や地区住民同士のスポーツの振興を図るとともに、住民、子どもたちとの信頼と融和を築き上げていると思います。このことは、青少年の非行防止や地域社会の発展、活性化に大きく寄与しているものだと思いますが、屋内運動場施設設置状況が学校によって格差があるということがあります。

ここで問題といたしますのは、バドミントン競技用施設の設置状況であります。小学校17校で、専用施設(アンカーとコート)がある、そして簡易ネット(床置型)を有しているのが17校のうち3校。そして、専用コート(アンカーとコート)のみの学校が5校、簡易ネット(床置型)のみが8校、どちらもないのが1校、これは大道であります。中学校におきましては、野島を除く10校で専用コート(アンカーとコート)と先ほど申しました簡易ネット(床置型)を有しているのが3校、専用施設のみが2校、簡易ネットのみが4校、どちらもないのが1校、華西であります。

建築年数の違いから、専用施設と簡易ネットの施設設置状況が異なっているのは仕方あ

りませんが、どちらもないというのは社会体育のみならず、教育上においても問題があるのではないのでしょうか。

また、簡易ネット（床置型）の支柱についても、四、五十センチ近くの薄型鉄板で軽量なため、ネットを張るとネットの中央部が30センチぐらいたるむと同時に不安定な状況になり、競技にも練習にも使用できないとのバドミントン愛好者からの声があります。スポーツにはルールがあります。そのルールに従ってプレーをして初めて楽しさや闘志がわくのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、専用施設未設置の小・中学校へのコート、ラインであります、これの設置及びしっかりとネットが張れる支柱に更新をされてはいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 15番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、庁舎介護用具の充実についての御質問にお答えいたします。

現在、1号館と4号館に身体障害者の方や高齢者の方に利用していただくよう購入したものや、寄附をしていただいた車いす等の介護用具を設置しておりますが、議員御提案のシルバーカートにつきましては、利用される方の御意見をお聞きし、設置場所も含めて検討し、必要であれば設置したいと存じます。

また、1号館の2階や3階での介護用具の利用や移動方法等についてでございますが、エレベーターのない現状では非常に難しい状況であることは承知しております。私も、就任以来、障害者の方や高齢者の方などがやむを得ず階段を利用されている姿に接するたびに、エレベーターの設置ができないものかと考えてまいりましたが、設置場所や経費面、さらには、将来の庁舎建設等を踏まえ検討してきた中で、やむなく現在に至っている次第でございます。

しかしながら、庁舎の建設も近々というわけにもまいりませんので、エレベーターの設置等、庁内における身体障害者の方々や高齢者あるいは乳幼児等をお連れの方々のためにも、前向きに検討に入りたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

今後も、身体障害者の方や高齢者の方に有効に利用していただけるよう、介護用具の充実を図るとともに、人にやさしい庁舎の整備に努めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 15番。

15番（藤野 文彦君） ただいま私の質問に対する答弁、市長からいただきました。十分私の意思を御理解いただいた答弁だというふうに思っております。そこで、先ほど、使用者等の御意見等もいただきながらということでありましたので、先ほど、壇上で申しましたように、高齢者あるいはそれに伴って身障者も15年から約450名ふえております。そうしたことも含めまして、さらに検討されまして、十分なる心の通うきめ細かな福祉を目指して、ひとつよろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

これで私の1項については終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は小・中学校屋内運動場のバドミントン競技用施設の充実について。教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 小学校・中学校屋内運動場のバドミントン競技用施設の充実についての御質問にお答えいたします。

バドミントン競技用施設については、専用施設のある学校が、小学校8校、中学校5校です。専用施設がない学校は床置型の簡易ネットに対応してもらっているのが現状でございます。小学校の学習課程の一環で取り込まれている特別活動のクラブ活動でバドミントンに親しむためにそれを取り入れている学校がありますが、競技用としてのバドミントン施設について、学校からの要望はこれまでは聞いておりません。

また、中学校の1校から、バドミントンコートについてコーナーポイントが記してあるだけで競技用として支障があるのでコートラインを引いてほしいという要望も受けております。当面、学校で対応していただくようお願いしているところでございます。

学校施設を利用した社会体育として一部地域で競技用バドミントンに取り組んでおられることも聞いておりますけども、議員さん御要望のバドミントン専用コートの設置及び簡易ネットの支柱の更新については、現状では全面的整備は難しいものと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 15番。

15番（藤野 文彦君） ただいま教育委員会参事の方から答弁がありましたけれど、専用コートというのを、先ほど私、申しましたけれど、ラインのことです。その辺についていま一度御回答をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） それぞれ専用コートにつきましてはラインがありますが、バドミントン部等々につきましてはなかなか小学校で取り組んでいらっしゃることはないということもあります。それと、社会体育で使われるバドミントンがございますが、それにつきましては、小学校では8つほどの社会体育で使われているところがございます。

引いてほしいというところがありますが、ほかの競技、いわゆる小学校で使われるポートボール、それからいろんな、小学校でほかの社会体育で使われますバスケット、それからバレーボール、そういったコートとのふくそうもかなりあります。使用頻度云々がございましょうが、バドミントンコートをもたまたま引きますと、より複雑ないわゆるフロアということになりますので、それぞれ社会体育で使われる方につきましては、自分たちのテープで補っていただくということになっておりますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 15番。

15番（藤野 文彦君） いろんな種目があって、複雑でラインがわからないということですので、これについては了解をしたいと思います。

しかしながら、床置型の支柱でございますけれど、私も実際、愛好者の方がされるときに行ってみました。先ほど壇上で申しましたように、中央に引っ張られる状態になり、30センチほどたるみます。それで、ちょっとネットに当たると支柱が中央の方に傾いて倒れそうになるということがあります。そうしたことで、大変危険性もある支柱でございます。小学校等の特別授業ですか、年間10時間、学校によってはバドミントン以外のクラブをされるということですが、そうしたことで、小学校においてはどのようなネットを使用されてやっというのでしょうか。その辺をお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 小学校の場合は、専用コート、いわゆる支柱が立てられる小学校そのものは、先ほどありましたように8つの部分がございますけれども、今、議員さんがおっしゃられるのは、それぞれ特別クラブ活動ということで、すべての小学校がバドミントンコートなり使ってバドミントンをやっているわけではないというふうに私どもは認識をしております。どの学校がバドミントンをやっておられるかということにつきましては、私の方、今ちょっと個々調べておりませんが。

据置型の場合はどうしてもたるむということがありますが、この社会体育並びにそういった先ほどの部分につきましても、いわゆる競技用の施設を求めるにつきましてもかなりの精度というものが必要でしょうけれども、今、特別クラブといいますか、そういった部分については今の据置型で若干使用できるのではないかとというふうに私の方、思っております。

それともう一つは、先ほど学校施設の開放の云々がありましたけれども、いわゆる学校の施設を利用すると、学校にある施設を利用するということが一つの原則であります。社会体育のために私の方がいろいろ買いそろえるのが本当はいいんでしょうけれども、学校にあ

る施設についてそれを利用して社会体育なり学校開放して、それぞれスポーツを楽しんでいただくというのが原則でありますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 15番。

15番（藤野 文彦君） 学校にある施設を使ってということ、十分これ、わかっております。しかしながら、先ほど申しましたように、非常に不安定で、やはりそうしたものについて更新したらどうかと。だから、更新されれば、それが設置されればそれで使えるんじゃないかというふうに私、考えておりますけれど、その辺はどうでありましょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） すべての学校につきまして据置型のものをバドミントンで置いているところが小学校でも10カ所ぐらいあるんですけども、それについても、一応、部分、それぞれ調査いたしまして、使用に耐えられるものかどうかというものを再度、学校の方からもお願いいたしまして、それぞれ検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 15番。

15番（藤野 文彦君） 検討することということでありますから、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それと、やはり、先ほど壇上で申しましたように、スポーツにはルールがあります。実際、社会体育あるいは小学生においてもやれるというスポーツでございますから、ぜひともそうした安定性のよい、危険度の少ない支柱にかえていただきたいことを切にお願いしておきたいと思っております。

それと、バドミントンといいますと、人口も防府市においては、野球やソフト、バレーのように多くございません。県の登録者が52名で、あと小学生、そして中学生を入れますと500人ぐらいはおられます。この方が防府市のスポーツセンターの体育館で練習をしたり、やはり、先ほど学校施設を利用してそうしたことで練習をされているところであります。そして、中学校には華陽中学校にクラブがございます。これは、ほかのクラブに専有されてスポーツセンターを利用しているということでもありますけれど、中学生は華陽中学校がある。そうしたことで、西山クラブという小学生を中心にしたクラブチームがありますけれど、ほとんどが華陽中学校に進んでいるということもここに記載されております。

そして、防府市のレベルでございますけれど、一般の20代は、高校とか大学のレベル

がないことから、レベルは非常に低いんですけど、30代、40代の男子はレベルはかなり上位であります。女子は中間と。そして、50代以上については、かなりハードなスポーツでもありまして、男子は下位、女子は上位というふうになっております。

ここで御理解を、先ほど申しましたように、いただくために、主な選手等もちょっと紹介しておきたいと思っておりますけれど、飛高健太郎、これは小学生です。西山クラブ。全国小学生大会5年生の部でベスト8。それから、藤田進、社会人、中国シニア大会で30代、40代にかけて幾度も優勝をしております。この藤田進というのは、私が昨年3月まで勤めておりましたJTの製薬工場の者でございます。決してたばこを宣伝するわけではございませんけれど、こうした選手もおります。そして、この藤田進というのは、昨年、マレーシアで行われた世界シニア大会で準優勝をなし遂げております。

こうした選手もおりますから、ぜひともバドミントンに御理解をいただいて、もう一度検討されて、先ほど申しましたように未設置の小学校等について御検討いただくことを要請いたしまして、質問を終わりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

議長（久保 玄爾君） 以上で15番、藤野議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は25番、田中健次議員。

〔25番 田中 健次君 登壇〕

25番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、環境行政についてであります。

環境基本法が1993年（平成5年）11月に施行され、1967年（昭和42年）に公布されました公害対策基本法は廃止をされました。環境基本法では、今までにない施策として、環境基本計画制度、環境影響評価、負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育、環境学習、情報の提供などを定めており、また、同法7条で地方公共団体の責務、36条で地方公共団体の施策を定めております。

この地方公共団体の施策として、環境保全に関する基本的な条例の策定、環境保全に関する総合的な計画の策定が進められてきております。既に環境基本法施行の翌年となる1994年（平成6年）9月議会で環境基本法制定の過程で確認された新しい理念を盛り込むため、市の環境保全条例の見直しを求めてまいりました。その後は、環境基本計画の策定も含めて、1998年（平成10年）3月、1999年（平成11年）3月、2000年（平成12年）9月議会でこの課題を取り上げてまいりました。また、私自身、落選をしておりましたこの4年の間、さらに昨年12月とこの3月にも地球温暖化について議員の質問もあったわけでありまして。そして、一定の前進もありました。

これまでに国においては、基本法施行後、1994年（平成6年）に環境基本計画が策定、2000年（平成12年）に第2次環境基本計画が策定され、また、山口県においては、少しさかのぼりますが、1992年（平成4年）に山口環境プラン、1995年（平成7年）に山口県環境基本条例の制定、さらに、98年（平成10年）に山口県環境基本計画、山口環境創造プランが策定をされました。このプランは、2004年、昨年ですけれども、同計画の改定をしております。

県内他市の状況でありますけれども、環境基本計画は、下関で97年（平成9年）、宇部市98年（平成10年）、山口市と萩市は2001年（平成13年）、柳井市2003年（平成15年）に策定をされております。また、環境基本法の理念に基づく環境基本条例も、柳井市と下関市が2002年（平成14年）に策定されたのを皮切りに、山口市が2003年、周南市が2004年に制定をされております。

防府市では、やや遅いようにも思われますが、この3月議会の施政方針演説の中で、地球温暖化対策を含めた総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、防府市環境基本計画を策定されとの考えが示されました。

そこで、具体的な質問に移りますが、第1は、環境基本計画の位置づけについてであります。環境基本計画は市の環境関係の計画の上位計画となるのか、市のお考えをお伺いいたします。

次に、地球温暖化対策としては、1997年（平成9年）の京都議定書の採択を受けて、翌98年（平成10年）に地球温暖化対策推進法の制定、2002年（平成14年）の政府の京都議定書締結、地球温暖化対策推進大綱へと進み、ことし2月に京都議定書が発効、4月末に政府の京都議定書目標達成計画が策定をされております。地球温暖化対策推進法では、自治体は、一事業者として役所の出している温室効果ガスを削減するための実行計画が義務づけられ、また、義務づけではありませんが、地域全体の温室効果ガスを減らす計画として、地域推進計画がうたわれております。

防府市では、実行計画は防府市役所環境保全率先実行計画として既に策定されておりますが、地域推進計画の方は、山口県、光、下関、山口の3市が策定しておりますが、防府市ではまだ策定されておられません。そこで、具体的な質問の第2ですが、環境基本計画は地球温暖化防止地域推進計画の内容を含んだものになるのか、あるいは別に作成されるのか、市のお考えをお伺いいたします。

第3は、環境基本計画に盛り込む内容についてであります。環境基本計画を実効あるものとするためには、目標値を明確に示し、目標達成のための環境配慮について明記すべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

第4は、基本計画の策定体制とスケジュールについてであります。庁内の策定体制、環境審議会の構成、開催頻度、スケジュールなどについて、わかる内容で構いませんのでお伺いをいたしたいと思っております。

第5は、環境基本条例についてであります。環境基本計画策定後は、基本計画の推進のため環境基本条例の制定が必要となると思っておりますが、この点について市のお考えをお伺いいたします。

大きな2番目の質問に移りますが、2番目の質問は再開発ビルの駐車場についてであります。

去る5月25日に開催をされました中心市街地活性化対策調査特別委員会において、再開発ビル駐車場について、来外者に対して最初の1時間は無料、その後は1時間100円の料金設定をし、公共や商業が1カ月1台当たり8,000円の負担をすることで1時間の無料化を図るものとの御説明がありました。委員からは、無料時間を長くしてほしいとの意見がありましたが、私も同じ意見であります。

再開発ビルの周辺500メートル以内には、サティ、アルク、イズミという商業施設がありますが、サティが最初の2時間無料、1,000円以上の買い物でさらに2時間無料。アルクとイズミの駐車場は無料となっております。これでは、再開発ビルの商業施設のお客に対して障壁をつくるような形になってしまうのではないのでしょうか。魅力的な店舗づくりへの商業者の努力を駐車時間の障壁が殺してしまうことにならないのでしょうか。大いに懸念されるところであります。

そこで、近隣の商業施設との競争性を考えて、無料駐車時間は最低でもサティ並みの2時間とすべきではないかと思っておりますが、市の御見解をお伺いいたします。御回答よろしくお願いたします。

議長（久保 玄爾君） 25番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境基本計画の策定に関する環境行政についての御質問にお答えいたします。

1点目の環境基本計画の位置づけにつきましては、本市の各部局における環境保全及び創造に関する諸計画である都市計画に関する基本的な方針、緑の基本計画、都市景観形成基本計画、農村環境計画及び一般廃棄物処理基本計画などの事業基本計画との連携と整合を図りつつ、防府市総合計画を環境の面から実現させるものと考えております。

2点目の地球温暖化対策地域推進計画との関連につきましては、今回策定する防府市環境基本計画の中で、地球環境の保全に関する施策の一つとして国が示した京都議定書目標

達成計画に沿い、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減計画達成のための取り組み、計画推進のための防止行動プログラムなどの内容を盛り込んだもので対応したいと考えております。

3点目の基本計画に盛り込む内容につきましては、大気、水質、騒音等に係る環境基準の達成率、生活排水処理率、下水道普及率、ごみ排出量及びリサイクル率など良好な環境並びに循環型社会づくりにかかわる項目や、都市公園、森林、緑地等の整備量など、自然との触れ合いによる自然共生型まちづくりにかかわる項目について目標値を定めたいと考えております。

また、目標達成のため、基本的施策別に市、事業者、市民の役割分担と環境配慮指針を定め、日常生活や事業活動等を行う際に環境に配慮すべき事項について具体的に明記し、自主的かつ積極的に取り組めるものとしたいと考えております。

4点目の策定体制とスケジュールにつきましては、現在、生活環境部次長を委員長とする庁内7部局21課で構成した防府市環境基本計画策定委員会を設置して素案の作成に着手しております。また、素案を審議いただく環境審議会を構成する委員につきましては、大学名誉教授、医師会、環境アドバイザーなど学識経験者、公害防止協定締結事業所の代表者、エネルギー供給業や運輸事業など企業及び各種団体の代表者または環境部門担当者並びに一般公募委員を含む20人程度を予定しており、平成17年度中に策定したいと考えております。なお、環境審議会については、3回程度の開催を予定しております。

5点目の環境基本条例につきましては、環境基本計画の策定と並行して現行の昭和50年に制定された防府市環境保全条例を環境基本法の環境保全に関する基本理念として掲げられた「健全で恵み豊かな環境の維持・保全」、「持続可能で環境負荷の少ない経済社会の構築」等に基づくものに全部改正したいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 執行部の方では随分前向きに、また、具体的かつ詳細に御答弁いただきましてありがとうございます。ちょっと一部わかりにくいというのか疑問を感じるところがありますので質問をさせていただきますが、1番目の環境基本計画の位置づけについて、確かに、緑の基本計画であるとか景観のそういった計画については、多少環境のものが含まれているとはいえ、よその部門という感じがするわけで、そういうものの上位計画であるということは私も考えておりませんが、一般廃棄物の処理基本計画、あるいは、先ほど言いました地球温暖化に対する実行計画として、防府市役所環境保全率先実行計画というのをつくっております。こういうものは、今度できる環境基本計画がや

はり上位計画というような形で位置づけられるべきものだと思うんですが、この辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） このたび策定いたします基本計画の位置づけということでございますけれども、御案内のとおり、市では、市行政を推進していく上におきまして防府市総合計画を定め、その実現に努めてまいっております。実現に向けての諸施策を実施するに当たりましては、各種基本計画を定め、それらは総合計画の下位に位置づけられておるわけでございます。これらの各種基本計画につきましては、それぞれ所管省庁の上位法に基づいて策定された計画でありまして、今回策定してまいります環境基本計画につきましても、議員御案内のとおり、環境基本法に基づいて策定するものでございますので、同様の位置づけをしてまいりたいと存じております。

先ほどの一般廃棄物の処理基本計画、これは同列というふうに考えております。しかしながら、今の率先計画、これにつきましては下位に位置づけということで考えております。以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） どちらが上とか下とか余り議論しても生産的ではありませんので、いずれにしても、環境基本計画というものが行政の中にきちっと位置づけられるということが意味があるわけでありまして、それによってまた他の計画との関係で、調整といたしますか、そういう形で環境計画、それから他の計画が若干それによって見直しが迫られることもあるかもしれませんが、運用で対応できるかもしれませんが、そういう形により一歩環境行政が進むという形であるだろうということで了解をしたいと思います。

あと、ほかの問題について、今時点でまだ計画をこれからつくるという段階ですので、具体的な問題について計画が進んでおればお聞きをしたいわけですが、残念ながらまだ策定の途上というのか、途中の段階でありますので、若干意見というのか要望を述べさせていただきたいと思います。

地球温暖化防止のそういった計画についてですが、2002年（平成14年）6月に地球温暖化対策推進法が一部改正をされて、その中で、ここで言っているような地域推進計画を策定するということが法的に位置づけられたわけでありまして。そういう形で、防府市がつくっておるような実行計画はほとんどの市がつくっておるわけですが、この地域推進計画は山口県内では今、3市しかつくっていないというような状況になっております。

それで、それに基づいて2003年（平成15年）6月に環境省の方は地球温暖化対策

地域推進ガイドラインというものを改定いたしました。これは10年前に策定されたのを平成15年に改定をしたんですが、これはもちろん、対象が都道府県と政令指定都市という形で、市に直接当てはめるものではありませんけれども、市町村はその考え方を参考に計画をつくってほしいということが述べられております。

そのガイドラインを見ますと、目標の例という形で4つぐらいのパターンが示してありますけれども、それを見る限り、かなり具体的な計画にしないと実効性が上がらないんじゃないかということが心配をされるわけです。そういう意味で、この環境基本計画の中にそういった地球温暖化対策のさまざまなものを盛り込むということはいいいわけですが、それではやっぱり限りがあるんじゃないか。ある程度限定されるものが出てくるんじゃないか、そんな気がいたしますので、これは地域推進計画を別につくる方がよいのではないかというのをちょっと意見として述べておきたいと思います。できればそういうものを作ってほしいという要望として受けとめていただければと思います。

それから、基本計画に盛り込む内容についてですが、計画を実効あるもの、そのためにはやっぱり目標というものを明確にしないといけないと思います。目標を明確にするためには、やっぱり数値目標という形でできるだけたくさんのもを掲げる方がいいのではないかというふうに思います。もちろん、絵にかいたもちに終わってしまっは困るわけですが、

昨年10月に発行されました県の環境白書を見ますと、山口県の環境基本計画には47の数値目標があると、こう書いてあります。県の環境基本計画を見るとその47の数値目標というのがちょっとはつきりしないんですが、環境白書には47の数値目標が掲げたと書いてあります。

それから、平成13年につくられた山口市の環境基本計画を見ますと、これは割と努力しているなという感じが見えるんですが、これも29の数値目標を掲げております。「数値目標」という項目があって、そこに29、数えてみるとあります。柳井市の方は、これは「戦略指標」という形を使ってありますが、10の戦略指標を掲げております。

こういうような形でぜひ、ただ文章になっておるといところもありますけれども、山口市もただ文章でしか書いてないところもあって、スローガンのようなものしか書いてないところもあるんですが、可能な限りこういった数値目標を多くしていただきたいと思ひます。

それから、2番目に、施策として環境に配慮する項目というのか事項を、各市の計画を見ますと、山口市は地域別、産業別、事業別という形で環境に配慮する項目を掲げております。宇部市は地域別、それから行為別という形で掲げております。柳井市は地域別、分

野別という形で掲げております。地域別というのは、それぞれの市を幾つかの地域に分けて、その地域の自然特性、街なかであるとか周辺部であるとか、海岸に近いとか山の方だとか、その地域の自然特性に応じて地域できめ細やかな配慮をする事項ということを地域別の項目で掲げております。これは山口市、宇部市、柳井市、皆同じようにあるわけでありませう。

それから、名前は事業別、それから行為別、分野別というふうになっておりますけれども、これはほぼ同じ内容でありまして、市がさまざまな事業だとかする場合に、こういうときにはこういうことを気をつけようということが事業別に掲げてあるという内容であります。

特徴的なのは、山口市だけが掲げております「産業別」という中身であります。これは、一次産業、二次産業、三次産業、それぞれについて、農業ではこれこれ、あるいは二次産業の製造業ではこれこれ、あるいは運輸業ではこれこれというような形で、こういうことに気をつけようということになっておるわけですが、先ほどの地球温暖化対策のこういったものを含むならば、地域全体の地球温暖化対策を考えるならば、防府市も山口市にならなくてこういった産業別といいますか、事業者がさまざまいるわけですね。一次産業の事業者、二次産業の事業者、三次産業の事業者。一次産業は事業者というのがふさわしいかどうか分かりませんが、こういった項目を入れることが必要になると思いますので、ぜひこの点を要望しておきたいと思っております。

それで、事業別、行為別、分野別の中身をちょっと見てみますと、例えば、宇部市の環境基本計画。宇部市は古くて平成10年ですが、宇部市は、さっき言いましたように、「行為別」というふうに書いてありますが、こういうような形で分類がしてあるわけです。1として、用地造成等の土地の面的改変。これに該当するのが用地造成、土地区画整理、圃場整備等。2として、上下水道の整備。管渠の埋設、処理施設等の整備。3、道路等の整備として、道路、橋梁、鉄道関連施設整備。4が海岸部の整備。埋め立て、港湾施設、海岸保全施設整備。5が河川等の整備。河川改修、水路、ダム、ため池整備。6が公園緑地等の整備。公園、緑地、墓苑等の整備。7が建築物等の建設。公共建築物、住宅工事、事業施設等。8が廃棄物処理施設の整備。一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設。こういう形で書いてあるわけです。

防府市で考えても、いわゆる事業課といいますか、さまざまな事業をする課がほとんどここの中でいろんな制限であるとか、環境を配慮しなくちゃいけないというようなことがかかってくるわけでありませう。

例えば、道路等の整備において配慮すべき事項のところ、たくさん書いてありますが、

設計段階では、雨水浸透柵を設置するであるとか、歩道、駐車場は透水性の舗装をするだとか、そういう形で水の循環をやはり保つ。あるいは、基礎地盤や舗装については建設廃棄物の再生材を利用すると。こんなことが、これはリサイクルという観点です。

それから、生き物に対しては、道路などでも路肩等の道路構造を生物が生活・繁殖できるような構造、多孔質構造等にするよう配慮すると。路肩にもそういう生き物が生活、繁殖できるような形態をつくるんだというようなことが道路の整備で書いてあるわけです。

それから、植栽の高さ等は鳥類や飛翔性昆虫の移動に配慮するよう努めると。道路の横に植える植栽、鳥だとか飛翔性昆虫というのは、例えば、夏だったらセミなんかでしょうが、セミが移動しやすいようにある程度高さを保つような植栽をしなさいという、こういうような環境配慮だと。まだまだたくさんありますが、特徴的なことだけ少し申し上げました。

こういう形でいろんなものが考慮されなくてはならないだろうと思います。防府市についても、やはり同じようなものが考慮されなければならないだろうと思います。

それから、産業別の中身について、山口市のものを見ますと、一次産業のところの最初に農業が出てくるわけですが、農業についてはやはり減農薬、減化学肥料とともに有機栽培を進めるだとかいうことが出てきます。途中で、あと、例えば、環境にやさしい農業資材、分解するようなプラスチックのようなものですね、そういうものの利用を図るとか、あるいは景観の保全だとか、さまざまな農業について、林業について、漁業についてあります。

それから、二次産業については、建設業、製造業。建設業はリサイクル材を使うだとか、さまざまこれも示されております。

それから、第三次産業になると、運輸業、通信業ですね。急発進や急加速、長時間のアイドリングは控えるだとか、さまざまなことがここにも書いてありますし、おもしろいと思うのは、三次産業の飲食店ですが、地元のものや旬の食材を使った料理に心がけましょと。地元のものを使うということは、それだけよそから運んでこないということで、車の排気ガスが減るといことにもなりますし、旬の食材というのは、これは例えば、最近では、キュウリが1年中見えるわけですが、キュウリがなぜ1年中食べられるかというと、温室のハウスでつくるわけですね。これは非常に重油か何かを炊いて温度を高めるとかいう形でCO₂の負荷がふえるというようなことがあるわけですから、そんなこともあるわけです。

こんな点は、学校給食におかれても、キュウリは冬には使わないで旬の野菜を食べるといのが一つの考え方ではないかということで、そういうものもぜひ中に入れていただく

ように御検討願えればというふうに考えております。

私たちの食生活、いろんなものについて見直しを進める。そんなことがいろんなところで言われておりまして、政府のつくる環境白書の最新のものについては、例えば、これはその環境白書について解説をしている本ですけれども、環境白書をつくる担当の課長さんがしゃべっておるんですが、ハウス栽培について、さっきのキュウリの例を言われております。「冬にキュウリを育てるための重油の消費量は半端ではないし、CO₂の排出量も多いということです。環境のことを考えると、やはりキュウリは夏に食べましょう。しゃきしゃきした歯ざわりが冬に欲しかったら大根を食べましょうと言いたいです。ピーマンは夏とか、ホウレンソウは冬とか、旬の食べ物を食べることは、CO₂を減らすという意味でも大変大きな効果があります」こんなふうに述べております。

また、いよいよボーナスシーズンですけれども、ボーナスが出れば電化製品を買いかえると、こういう方もおるでしょうけれども、こんなことも言われております。その環境省の課長さんが言われているんですが、「テレビを買いかえるときにプラズマか液晶か迷われる方が多いのではないかと思います。プラズマと液晶では消費電力が相当違います。実は、プラズマテレビは普通のブラウン管テレビよりも数値が悪いです。今のところ、消費電力だけを比べると、いい方から、液晶、ワイドテレビ、プラズマテレビの順になります」とこんなようなことも書かれておりますので、ブラウン管のテレビを買いかえたいという方はぜひ、プラズマテレビはやめて液晶テレビを買いましょうということになるわけでありまして。

白熱灯よりも蛍光灯が消費電力が少ない。蛍光灯よりもインバーター式の蛍光灯が省エネだと宣伝されておりますが、こんなこともぜひ、基本計画の中で触れていただきたいと思っております。

それから、やや計画の本体にちょっと戻りますが、計画の対象とするということで、対象とする環境、簡単に環境と言いますが、山口県の環境基本計画では、対象とする環境を4つ定めております。自然環境、生活環境、それから快適環境、地球環境、この4つを対象とする環境というふうに言っております。山口市は、このほかに、社会環境ということを入れて5つの環境を対象に計画を策定するというふうに言っております。

社会環境というのは、歴史的なもの、文化財、それから交通だとかそういうものを社会環境というふうに山口市の方では言っておりますけれども、歴史的なもの、文化財について県の方が入れてないかということ、県の方は、快適環境の中にこういう歴史的なもの、文化財などもひっくるめております。そういうところまでひっくるめた形で今、環境基本計画がつけられておるんだということで、かなり全市的ないろんなところが計画の対象にな

るんだということで、ぜひこういう形で防府市も計画を策定していただきたいと思います。

それから、施策の内容という形で、これは10だとかあるいは20近く、細かく施策の体系といたしますか、つくっておりますが、その中で、こういうものも入れてほしいというふうに今私が思うものを幾つか、半分思いつきのよう形になりますが、述べさせていただきます。

一つは、水循環の確保ということであります。水質という問題は当然出てきますけれども、今日、水の循環ということをやっぱり一つの環境の問題として考えていただくのが必要ではないかと思えます。これは水道局の方も関連があると思えますが、今、市内の大きな店舗などは地下水をかなりくみ上げるというような形で、水道局の方をとらないでそっちの方をとられるということがあるというふうに聞きますけれども、そういう形の中で水循環がどうなっているのか。今、市内では、井戸水を使っている方が随分見えると思うんですけれども、やっぱり水循環の確保ということが今後大きな課題になるのではないかとこのように思えます。

それから、山口市の言葉をそのまま使えば、生き物と共生ということですね。ブラジルで行われました環境サミットの後、生物多様性条約というものが結ばれて、生物多様性というような言葉が出てきていますけれども、貴重な生物、そういったものを大事にするということで、県はレッドデータブックというものをつくっておりますし、あるいは、環境省の生物多様性センターというところは、全国の大きな巨木の調査をしたりしております。残念ながら山口県には余り大きな巨木がそれを見る限りないんですけれども、そんなものがありますし、防府市の教育委員会がつくった「防府の文化財」には天然記念物がたくさん紹介されておりますし、山口県自然環境保全条例の中では、やはり防府市内の条例を適用したものが幾つか紹介されています。そういったものもぜひ触れていただきたいと思えます。

巨木については、先週の終わりごろに出た防府日報にたまたま目をやると、「防府徳地の巨木を訪ねて」という形で、科学館の専門員の方が、これ、18と書いてありますから、18回目の連載をされております。こんなものも今、防府の中で一生懸命取り組まれている方がいるわけですから、こういったものもぜひ、どういう形であるかは別にして、環境基本計画の中に現状として取り入れていただきたいなというふうに思っております。

あと、都市における緑や水辺の確保、あるいは景観の保全とまちの美化、それから、これは市の方でよく進めておりますグリーン購入の推進ですね。それから、環境学習。特に、環境学習ということは、これからやるということが次の環境に対する関心の高い人を育てるということですから、ぜひ、こういったことを中心に施策の中に取り入れていただきたい

いというふうに思います。この辺、思いつきのような形で要望を言いましたけれども、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

あと、策定体制とスケジュールについては先ほど申されましたので、ぜひ、そういう形の中でつくっていただきたいと思いますし、環境基本条例も計画をつくるのと一緒に並行してつくられるということですので、ぜひ、今年度中に条例を全部改正するというので、取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で環境行政についての質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、再開発ビルの駐車場について。土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） それでは、再開発ビル、ルルサス防府に併設されます立体駐車場についてお答えいたします。

御承知のとおり、この駐車場は、防府市の第三セクター、防府地域振興株式会社が取得しまして、独立採算で運営することになりますので、まず、経営として成り立つことが求められております。したがって、採算性を念頭に置き、一定時間の料金無料化を条件に経営のシミュレーションをしましたところ、ルルサス防府に入居される各テナントから1台当たり1月8,000円を負担していただくことにより、利用者の1時間の無料化を図ることができるようになったものでございます。

無料駐車時間を2時間以上とすべきとの御質問でございますが、現在、再開発組合などに防府地域振興としての方針を示しておりますので、今後、駐車場の経営状況や入居テナントの適正負担という観点から、経営をしていくことが可能ということであれば、無料駐車時間帯の延長なども含め協議してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 今後検討するというような、多少含みを持ったような答弁だったと思うんですけども。

ちょっと再質問で確認をしておきたいんですが、特別委員会的时候に、公共公益施設について無料券を発行する考えがないというようなニュアンスでお聞きしたんですが、ちょっと確認のためにもう一度その点をお聞きしたいと思います。サティとかでは、買い物だとか食事、映画、そういうことのそれぞれについて無料券発行と同様の何かスタンプみたいなのを押すようなそういう扱いで、2時間、2時間、2時間という形で、これをみんな使えば、プラスあと6時間延長ができるわけですが、公共公益施設について無料券を発行するような考え方があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 無料券を発行するかどうかということですが、1時間につきましてはすべて無料と考えたいと思います。公共も商業もあわせて無料。したがって、無料券は地域振興の方では発行せずにしたいというふうに考えております。したがって、その駐車場に置かれて、周辺に行かれる、買い物に行かれるということもあろうかというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 大事なことは、商業施設については、その地域で周りの商業施設との関連、競争性の問題が大事な検討の課題だろうと思うんですよね。ちょっとよその市でどうなっているのかというのを調べてみましたら、3時間無料のところもあるし、最初の1時間からもう有料のところもあるし、それはその市の状況によってばらばらなわけですよね。もう完全に無料のところもあるし。それはそれぞれのどういう立地だとか、あるいはその市の財政状況だとか、そういうものでばらばらだろうと思うんですが。大事なことは、そういうよそとの比較ではなくて、その地域で周りの商業施設の関係がどうなっているのかということじゃないかと思うんですよね。

例えば、今のまま1時間しか無料がないということになれば、例えば、公共公益施設の利用者がどういう行動をとるだろうかというふうになれば、悪く考えるというのか、お金がかからないでいいというふうな形で、水が高いところから低いところへ流れるように、お金がかからないでいいというのを行動の基準として考えれば、これはすぐ目の前にあるサティさんにとめて、それで昼の時間になったらサティさんのあそこのどこかの食堂で食事をして2時間の無料分のスタンプを押してもらって、帰りがけにサティさんで買い物してさらに2時間分の無料をしてもらって、合わせて6時間駐車場にとめて帰ると。こんなことも懸念をされるわけですよね。

そういう形になれば、集客力のある公共公益施設という形で今の公共公益施設がいろいろ皆さんの知恵を集めてできたわけですが、そういうものが十分に生かされないんじゃないか、そんなことが心配になるわけです。

まだこれから投げかけて、多少変更があるような感じの御答弁でしたから、ぜひその辺、前向きに考えて、あるいは、1時間でいくということであれば1時間でいくということの中で、オープンした時点で、その時点でやっぱり早期に実情を把握して、公共公益施設がどんなふうになっているのか、商業施設がどんなふうになっているのか、駐車場がどんなふうになっているのか、見直しをお願いをしたいと思うんです。

今、1時間無料にするために1カ月1台について8,000円、商業者あるいは市の方が負担するというような形で計画をされているということですが、これ、1時間を

2時間にしたら8,000円が1万6,000円になるということでもないと思うんですよ。駐車場の稼働率だとかそういうことを考えて。だから、そういうことでいけば、市の負担はふえますし商業者の負担はふえますが、これは2時間無料という形で、定額で固定的に入るお金が1台8,000円よりももうちょっと大きい金額の方が防府地域振興の経営のためにも安定をするのではないかと。ぜひ、その辺、前向きに考えていただきたいということをお願いして終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で25番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで15分ほど休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時30分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。次は11番、山本久江議員。

〔11番 山本 久江君 登壇〕

11番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。

本議会一般質問の最後となりました。皆様、大変お疲れのところとは思いますが、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。また、執行部におかれましては、誠意ある御回答がいただけますように、まず最初によろしくお願いをいたします。

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、第1点は、行政改革についてでございます。ことし3月、総務省は、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針を示しました。通算4度目、7年4カ月ぶりの指針となりますが、これを受け、全国的にも各自治体の行革大綱の見直しなどが行われております。その特徴は、自治体行政の市場化、民営化を自治体改革の重点課題として自治体に迫るものでありまして、本来あるべき自治体改革とは何かは今、問われております。

その意味で、自治体の行政改革は、まず何よりも地方自治の拡充に資するものでなければならず、地域的な特徴を生かしながら、自主的な改革が計画的、継続的に進められなければならないと考えます。そして、住民自治をさらに推し進めるための仕組みづくりや、公正でむだのない効率的、効果的な行政システムをつくり上げていくことが今、求められております。

振り返って、我が市においては、平成13年度から第3次行政改革がスタートいたしました。14年度に推進計画、15年度には実施計画が策定をされました。その中で、特に、

市民生活に直結をいたしましたごみ収集業務や学校給食、学校用務員などの民間委託の推進につきましては、多くの市民の皆さんから中止を求める声があったにもかかわらず、取り組みが進められております。

そして今、第3次行政改革の後期計画が今年度からおおむね3カ年を実施期間とし、進められていますが、前期計画からの継続項目が約半数を占めていることから、重点項目については前期と同様ですが、新たな改革項目がつけ加えられております。その視点は、後期計画の基本方針によりますと、次のように述べられております。すなわち、「住民福祉の推進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治の原点に立ち返り、行財政全般にわたり、聖域を設けることなく、あらゆる視点で費用対効果の徹底検証を行い、行財政の徹底した効率化、スリム化、抜本的な構造改革、めり張りのある市民サービスなどにより、行財政運営の安定化を図る」と、このように述べられております。

そうした立場で、市民生活に直接影響があり、新たな改革項目としてつけ加えられて防府市行政改革委員会に諮問をされたのが、祝日のごみ収集のあり方についてという項目でございます。その内容が存廃にかかわるものであれば、大幅な市民サービスの低下をもたらすものであり、後期行革の視点である住民福祉の増進に努めるといふ本来の立場からも逸脱をいたしております。

現在、祝日はあっても家庭の可燃ごみの収集が月・木コース、火・金コースと週2回最低行われるということは、住民生活で一番大切な生活環境の保全、衛生面など検討され、平成5年以来、市と市民が協力をしてつくりあげてきた体制でございます。経費削減の名のもとに市民サービスを低下させることは、本来の行政改革の趣旨からも外れるのではないのでしょうか。あえてごみ問題に経費がかかるということであれば、もっと根本的な対策が必要でしょう。

今回、防府市行政改革委員会に諮問をされましたその経緯と、市の考え方につきまして御答弁をお願い申し上げます。

次に、質問の2点目は、子育ての支援についてでございます。

1人の女性が生涯に産む子どもの平均数、合計特殊出生率は、昨年、過去最低だった前年に並ぶ1.29だったことが、1日、厚生労働省の人口動態統計でわかりました。少子化に歯どめがかかっていない状況が浮き彫りになりました。

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済全体に深刻な影響を与えることから、平成15年7月、国におきましては、次世代育成支援対策推進法が制定をされました。そして、国の策定指針に基づいて、我が市においても、ことし3月、防府市次世代育成支援行動計画が策定をされております。それによりますと、我が市の合計特殊出生率も低下が続いて

おりまして、現在の人口を維持できるとされている2.08をはるかに割り込んでおります。

そして、計画では、「少子化が1人当たりの社会資本の増加や環境負荷の軽減など、プラス面の指摘もあるけれども、労働力人口の減少、社会保障負担の増加など、経済面で深刻な影響を与えると同時に、子ども同士のかかわり合いの希薄化など、子ども自身への影響や単身者、子どものいない世帯の増加など、家族の形態の変容といった社会面での影響が懸念される」、このように計画では述べられております。次代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育っていくことは、活力ある社会を形成するために欠かせないものでありまして、子育ては社会全体で支えていく必要がございます。

そうした立場から、まず、保育料の軽減についてお尋ねをいたします。

行動計画の策定に当たって、市はニーズ調査を実施されておりますが、その中で、少子化の要因として、子育て全般の経済的負担が大きい、また、保育料や教育費の負担が大きい、これを挙げる人が多くなっているのが特徴となっております。市では、現在、国の定める保育料徴収基準額よりもやや低い額とし、第3子以降の児童のうち、3歳未満である児童を対象に保育料の軽減がされております。しかし、厳しい家計の中で、懸命に子育てをしている若い世帯にとって、依然として保育料は高い状況が続いております。

「子育てにやさしい、子どもが、家庭が、地域が輝くまち」というこの防府市の基本理念にふさわしく、ぜひ、子育て世帯の願いを受けとめて、保育料の引き下げを行っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御回答、よろしく願いを申し上げます。

次に、留守家庭児童学級の未配置校区の対応と学級の増設についてお尋ねをいたします。

児童福祉法の規定に基づき、留守家庭児童に必要な保護及び指導を行い、その健全な育成を図る目的で設置をされております留守家庭児童学級は、現在、市内に15カ所設置をされております。しかし、今、保育を希望する家庭が年々ふえ続け、希望者が全員利用できない状況が生まれております。対象は、第1学年から3学年までの留守家庭児童とし、1施設につき50人以内となっておりますけれども、ことし3月末の希望受付児童数は、華浦55人、新田58人、華城82人、松崎61人、佐波48人、大道48人などとなっております。もちろん、校区により差がありますが、50人を大きく割るところももちろんあるわけですが、全体として、核家族や共働き家庭がふえてきている中で、今後、希望はさらにふえるものと予想されます。

このたびの補正予算では、華城の学級増が盛り込まれておりますけれども、市として、今後、未配置校区の対応と学級増につきまして、どのようにお考えでございましょうか。

御見解をお尋ねをしたいと思います。

子育て支援の3点目は、防府市奨学金貸付制度の充実についてお尋ねをいたします。

防府市奨学金は、大学の学生、これは短大、専門学校も含まれますが、向学心に富み、有能な資質を持っているけれども経済的理由で就学が困難な方に対して、奨学金の貸し付けが行われております。対象は、本市に2年以上住所を有する方に扶養され、ほかの奨学金を受けていない方ですが、毎年、20名以内、一般奨学金として月額2万円、定住促進奨学金として卒業後、防府市内に定住する意思のある方に対し、一般奨学金に上乘せをして貸し付けが行われております。

今日の不況のもとで、経済的理由により就学困難な家庭がふえている中、ほかの奨学金が利用できず困っておられる家庭が多いのですが、実際には、この貸付制度を利用される方は、平成14年度以降、年々減少いたしております。市民からは、平成4年以降変わっていない貸与額の引き上げや対象枠の拡大など、さらにこの制度の充実を図ってほしい、こういう要望が出されております。昭和26年度に条例制定をされまして、半世紀以上にわたって将来の社会の人材育成のために喜ばれてきた制度であるだけに、ぜひ、この社会状況や市民要望にこたえ、改善をお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。この点、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の最後になりますが、母子保健対策について、妊婦健康診査の健診助成についてお尋ねをいたします。

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、胎児の異常を早期に発見して、早期に対応していく、そういったことによりまして、妊婦の健康の保持・増進と安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査が実施をされております。母子保健法の第13条には「市区町村は、必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならない」というふうにあります。妊婦健診のうち、無料となっているのは前期、後期1回ずつと、35歳以上の方、後期に1回、超音波検査が受けられるだけでございます。

子育て世帯が抱える出産・育児の経済的負担について、妊娠中の支援策は出産後のそれと比較しても不十分です。平成13年度に実施をされました市の健康づくりに関する乳幼児を持つ保護者への調査によりますと、妊娠中に飲酒の習慣があった母親は9%、喫煙の習慣があった母親は4%、また、「妊娠中に職場での配慮が余りされなかった」が28%、「産前産後の休暇が十分とれなかった」が12%など、職場における妊産婦への配慮が欠けている様子が見られると報告がされております。

そうしたことも含め、安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、医療機関での健診

は欠かせませんが、次世代育成に関するニーズ調査でも、出産費が高いなど経済的負担が大きいことが率直な意見として出されております。

母子の健康指導の徹底と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、さらに妊婦健康診査の健診助成を広げていくお考えはないか、その点、お尋ねをしたいと思います。

以上、5点にわたりまして質問をさせていただきました。壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 11番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、最初の行政改革についての御質問にお答えいたします。

祝日のごみ収集のあり方についてを諮問した経緯でございますが、これは、県央部合併協議の中で、他団体にあっては祝日のごみ収集を実施しておりませんでした。一方、ごみ集積施設整備事業におきましては、収納容器設置とか、あるいは収納施設建設への補助金制度などがありまして、本市がこの面ではおけているということも同時にわかったようなわけでございます。

地区懇談会におきまして、ごみ箱の補助金を出してほしいというような形の要望も出ているところでございまして、これらを勘案いたしまして、ごみ収集について市民の皆様にご不便を、あるいは少し我慢をしていただきましたら、その財源でごみ集積場のネットやごみ収集容器への補助等、いきめのいく補助金が交付できますし、市民サービスの向上につながるのではないかとというような思いがございました。

しかし、このことは日々の市民生活に大きな影響を及ぼすことでございますので、今回、行政改革委員会の皆さんにお諮りをしたものでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

残りの御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） ただいま、市長の方から御答弁いただきましたけれども、ごみ箱に補助金を出す問題と、祝日のごみ収集の問題と、これは全く別の問題でありまして、まずその点を最初に指摘をしておきたいというふうに思います。

住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治の原点に帰る。これが行革の基本計画の、後期計画の基本方針であったわけですが、祝日のごみ収集の廃止ということになれば、住民福祉の増進どころか、市民サービスの大幅な後退です。市民は本当に困ります。

実際、例えばアパートに住んでおられる方、団地に住んでおられる方、祝日に収集されなければ1週間分のごみがたまっていく。ある寝たきりの介護をされている御家族の方は、紙おむつの使用も大変だけれども処理も大変なんだと。赤ちゃんを抱えていらっしゃるお母さんに聞きました。「本当に紙おむつの処理、大変なんですよ。えっ、祝日の収集の問題が出ているんですか」、こういうふうに市民の皆さんからの反応というのは大変なものがあります。全くこれは大幅な市民サービスの後退だというふうに私は思います。

最少の経費で最大の効果を上げるというのが行革であるならば、ここで言う最大の効果とは一体何なのか。これまでも改革項目の最少の経費については論じられてまいりましたけれども、経費をいかに節減をしていくか。この問題については論じられてまいりましたけれども、最大の効果については語られておりません。改めて市長にお尋ねしたいんですが、繰り返されたことですけれども、行政改革とは一体何なのか。だれのための、何のための改革なのか。その基本的な視点について、まず最初にお尋ねしたいというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 行政の諸般の仕事の中で、改善すべきところ、あるいは改めていくところ、どんどん改めるところは改める、改善するところは改善をしていく。これが行政改革であろうと、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 諮問されました祝日ごみ収集のあり方という、これをもし廃止すれば、市はどのような効果が期待できるというふうに考えておられますか、市として。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 月・木コース、火・金コース、それぞれあるわけでありまして。そして、不幸にして月曜日も木曜日も両方が祝日になることが暦の上であるかもわかりません。そうなったらそれはちょっと大変ですね。議員がおっしゃるとおり1週間ということになるわけで、その場合には配慮をすべきであろうと。これはもう常識的に私は直感で感じているところでございます。

その辺の、したがって壇上でも申し上げましたように、多少の御不自由、御不便というものが生じるかもわかりませんが、その点を御理解いただくことができれば実施をし、それがための効果がどのくらいあるかについては、担当の方から詳しい説明はさせていただきますけれども、物事をすべて、あれもこれもという、もはや時代ではなくなってきたと。極めてそのこと事態は残念なことではございますが、あれかこれかという時代にもはや入ってきているというふうに私は考えるのであります。

したがって、それは市民の方々からとってみますれば、現在まであったものが一つでも欠けるということは極めて残念なことでございますけれども、そのかわり、違う形で違うサービスがまた生じてくることもあり得るということでございますので、御理解をいただきたらと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） どんな効果がというところですが、これは、合併協議で事務一元化現況分析調査といったところで、資料等も出ておりますけれども、さきの合併協議において、休止にはなりましたけれども、例えば、ごみ収集場所整備費補助金という項目におきましては、防府と阿知須町以外は補助金を出しているというところで、山口、小郡、秋穂、徳地あたりにつきましては、いわゆる散乱防止用品とか収納容器とか、あるいは収納施設建設等の補助金等出ております。この表に載っているだけで、今、筆算してみますと1,000万円以上の補助金が出ております。これは防府市には全くない補助金です。これは、補助金があるのは1市3町なんですけれども、阿知須町は補助金、一切出してないわけですが、ごみの集積場については、公共用地に町費で設置しているということで、これも阿知須町もいわゆるごみの集積場等は町費で賄っているということです。

申し上げましたように、少し祝日の収集を1週間に1回は最低はいたしますけれども、ひとつ、少し行き過ぎた過剰サービスの部分を少し我慢していただければ、こういった補助金に、いきめのいく補助金になるのではないかとといったところで、こういった提案をさせていただいたというところでございます。こういった補助金にあてがわれるということでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 部長、過剰なサービスというふうには市民は理解しておりませんし、祝日のごみ収集の問題と、ごみ箱や補助金を出していくという問題を同列にとらえてやっていく視点というのが、私は間違っているというふうに思うんですね。

祝祭日にごみ収集を行うということが市民に定着をしてもう10年以上がたちますけれども、御承知のように、この体制をつくり上げていくために、クリーンセンター、市の職員の方が地域にずっと入っていかれて、住民の方とひざを交えて、月・木コース、火・金コースの収集体制を確立して、ごみ問題にどう取り組むのかという、もう市民とともに検討に検討を重ねながら、週休2日制の導入の問題がありましたから、その時期にこの祝日のごみ収集という体制が入ってきたわけなんですけれども、いわばこういうごみの収集については市だけではなくて市民と協力をして体制をつくってきたんだと。ごみ問題をどう

していくのかということをも真正面に据えて、あのとき、松浦市長さんの就任前のことでございましたけれども、本当にクリーンセンターの職員の方々、市の職員の方々、目の前に大きくなっているこのごみ問題を根本的に防府の地域としてどうやっていくんだというそういう積み重ねの中でこの収集体制ができ、そして、この祝祭日のごみ収集を行っていくということも、その中でできてきた体制なんですね。

だから、歴史もあり、そして住民自治といいますか、住民自治が作り上げてきた成果だったんですよ。そのことを、ごみ箱への補助金の問題と一緒にして、こうすれば1,000万円ぐらいどうのこうのというふうな形でもっていくという、そういう発想が大変な問題があるというふうに私は思います。

現実に、行革委員会に諮問をされている状況ですけれども、少し行革委員会の状況をお聞きしたいんですが、6月2日、行革委員会が開かれました。14名の行革委員の方はどのような立場の方々なのか。前期との違いは何なのか。行革に市民の声を反映させるために設置をされたというふうなことなんですけれども、委員会は、この問題、いつまで審議をされて、どの程度この委員会が開かれていくのか、そのあたりをお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 行革委員会は、予算等にも出しておりますように、6月2日に1回目を開催させていただきました。予算では4回というふうになっておりますが、これは年4回という趣旨でございますけれども、審議の状況を見れば、もう少しさらにと、慎重に審議ということになれば、また補正等のお願いもしていきたいというふうに考えております。当面、年間4回を考えております。

それから、どのような過程でということですが、一応、委嘱辞令では2カ年をお願いしておりますので、その2カ年のうちに一定の方向性をいただきたい、そのように考えております。

どのようなメンバー等々については、今、資料を持ってきておりませんが、早急にこちらに取り寄せましてメンバー等も発表したいと思いますが、メンバーについては、御案内のとおり、こういうメンバーの方でこういう諮問書でということについては議員さん方に御案内したとおりですが、改めて資料等取り寄せまして発表させていただきたいと思いません。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 2年のうちに方向性を出すというふうな御回答でございましたけれども、この行革委員会、前期の場合は委員会の審議が非公開で行われて、委員会が広く市民各層との直接対話とか公聴会とかアンケートなどを行って市民の声を聞くという

こともございませんでしたし。今回は委員会は公開されるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいなど。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 各種委員会は原則公開でございます。したがって、2日もすべて公開でやられました。前回のことを御指摘いただきましたが、前回も非公開ではありましたが、議事録については、発言者の名前を伏せて内容についてはすべて公開できるようにしておりました。

今後の推移につきましては、例えば、その委員会で意思形成過程で右とか左とかいろいろの議論があると思いますが、その都度、原則は公開をお願いしますよとっておりますけれども、その委員会でお諮りになって決められると存じます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 市民生活に最もかかわりのあるごみ収集の問題ですから、ぜひ公開を貫いていただきまして、市民の気持ちを反映されるような、そういう委員会であってほしいというふうに思います。

最後にお尋ねいたしますが、清掃業務の責任者でもございます生活環境部長さんにお尋ねをいたしますが、市の清掃業務の役割とは、改めて何なのかということを少しここで述べていただけたらというふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） ただいま清掃業務とはどのように考えておるかという御質問でございますけれども、私たちが生活を営む上で、ごみ、いわゆる廃棄物は必ず発生してまいります。その廃棄物は可能な限り迅速に処理をして差し上げ、そして、快適な生活環境を確保し、さらには、清潔にすることによって健康で公衆衛生の向上にも役立ってまいりたいと。それを図ることによって、快適で健康な生活環境を提供していくというのが我々の役目であろうと思います。

一見、清掃業務というものはごみを処理するだけというふうに思われがちでございますけれども、御存じのように、市民生活に最も直結したものでございますし、大変重要な業務だと認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 最後に要望いたしておきます。

既に諮問された項目ではありますけれども、改めて、市民は暮らしに直接かかわる祝祭日のごみ収集の廃止はしないでほしいと、こういう方が圧倒的でございます。やはり、市

の役割というのは、住民福祉の増進を図ることにあります。生活環境の保全と公衆衛生の向上という今、部長が述べられたような清掃業務の役割をしっかりと認識して、市民にとって必要不可欠な公共的サービスをやめないでほしい。このことを強く申し上げたいというふうに思います。

この項目は……。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 行革委員会のメンバーですけれども、さきにお配りをさせていただきましたが、改めて回答申し上げます。

メンバーは14名いらっしゃいまして、最初の区分として学識経験ということで、県のOBの方、あるいは社会教育委員の方、2名入っていただいております。それから、住民団体を代表する方として、自治会連合会、あるいは環推協の方、あるいは女団連の方、あるいは母親クラブ、消費アドバイザー、あるいは市民活動のメンバーの方という6名の方に入っていただいております。それから、公共的団体として、商工会議所並びに青年会議所から入っていただいております。そして、企業関係として1名入っていただいて、労働団体からも1名入っていただきまして、あと、公募の委員の方を2名というところでございます。

今回の特色は、この前、業務委託といったところで企業経営という感覚でございましたけれども、今回は、住民生活といったところで、いわゆる住民団体等々の方により多く入っていただいて、諮問もし御審議をしていただきたい。そういう性格となっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、子育ての支援について。健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） それでは、子育て支援についてお答えをいたします。

まず最初の質問の保育料の軽減についてでございますが、本市の保育料の基準額は、国が示しております保育料徴収基準額の所得階層区分や年齢区分をさらに細分化して設定しております。平成16年度の場合、国の保育料徴収基準額に基づき算定した保育料の総額は6億7,656万5,000円となりますが、防府市の徴収基準額では、総額5億5,228万4,000円となっております。差し引き1億2,428万1,000円の市財源による軽減措置を行っているところでございます。また、議員御指摘のとおり、3歳未満で3人目以降の多子世帯保育料等軽減事業など、可能な限り保護者負担の軽減に努めているところでございます。

厳しい財政状況の中、限られた財源で児童福祉諸施策に取り組んでおりますので、保育料につきましては現状どおりとしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い

いをいたします。

次に、2点目の留守家庭児童学級についてでございますが、近年、保育申請児童数は、地域によって増加の傾向を示しております。未配置校区であります向島につきましては、今後とも保護者からの意見や今後の地区児童数の動向を見ながら検討してまいりたいと存じます。

また、今年度、定員を大幅に上回る保育申請希望者がありました華城校区につきましては、今後もこの状況が続くと推定されますので、学級の増設に関する議案を提案させていただいております。

また、今年度、他地区で定員50人を上回る希望のありました学級につきましては、今後、利用希望者数の推移を見ながら取り組んでいきたいと存じますので、御理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 続きまして、子育て支援のうちの防府市奨学金貸付制度の充実についてお答えいたします。

防府市の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構、元の日本育英会、財団法人山口県ひとつくり財団奨学センター、元の山口県奨学会などの奨学金制度を利用していない方、あるいは、申請したが選考漏れになった方で、修業年限2年以上の大学、短大、専修学校の専門課程の学生を対象に貸し付けを行っています。一般奨学生の貸与月額は2万円で、さらに、防府市への定住促進を図るため、希望者には定住促進奨学金として1万円を上乗せして貸し付ける制度を平成5年度から実施しています。

議員御提案の貸付金額やいわゆる改善ということでございますが、一般奨学金の貸付金額は平成4年から月額2万円としておりますが、これまでの貸付実績をもとに、国・県の制度や県内他市の状況等を参考に、今後検討してまいりたいと思います。

先ほど、議員さんが改善というふうにおっしゃられましたけれども、仮に、貸付金額のアップをいたしますと、また今まで貸しつけております本市の貸付制度を利用した方々の奨学金の返還状況等見ますと、返還金の滞納があり、苦慮している状況もございます。したがって、先ほどの滞納金額ということで改善ということでこちらは理解したわけでございますけれども、そういった場合を考えますと、さらに貸付額は多くなります。そういったことで、返済方法等含め慎重に検討する必要があると思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番(山本 久江君) それでは、保育料から再質問をさせていただきますが、保育料は市区町村が決めることが基本になっておりまして、国が基準表を示しているんですけども、この基準が大変高いために、大体、全国どこの自治体も基準額の6割から8割程度にとどめる自治体が多いですね。資料が古いんですけども、1998年で国基準と同額に設定しているのが全国でわずかに3.2%ぐらいですから、ほとんどの自治体が軽減策をとっているという状況です。

しかし、防府の保育料、例を挙げた方が一番わかりやすいと思うんですけども、例えば、前年分の所得税が16万円の家庭だった場合、2歳と3歳の子どもを預けると保育料、何と7万4,000円になりますね。それから、所得税が非課税であっても市民税が課税されている場合、同様に2人預けると月々2万4,000円。大変な負担ですよ。若い世帯にとって。

やはり、これを何とかしてほしいというのが質問の趣旨なんです。市も今回の次世代育成の計画をつくる際にニーズ調査を行われましたけれども、少子化の要因として経済的負担が非常に大きい、こういうふうに言われる方が大変多かったわけですが、こういう市民の皆さんの声を市としてどのように受けとめておられるのか、その姿勢についてまず最初にお尋ねしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(和田 康夫君) 次世代育成支援の行動計画をつくる際に、それぞれ市民からアンケートをとりました。その中でも、教育費の負担が大きいと、こういう声もありまして、その中の小さい項目の方にも保育料が高いという意見も多々あります。この結果につきましては、私も意外な結果だとは全然思っておりませんし、現実には、私の方にもいろいろな保育料が高いという声も時々届いておるのが現実でございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(山本 久江君) 改めて、要望になりますけど、周辺の市でも大変な努力がされております。例えば、お隣の周南市では、同一世帯から2人以上児童が入園した場合、いずれか1人の保育料以外は無料にしている。それから、合併でいろいろ論議がありました小郡町、山口市でも、階層段階、もっときめ細かく分けて引き下げを行っておりますし、全国的にも注目をされました東京渋谷区、これは、まさに新年度予算の目玉として、保育料50%から30%、大幅に引き下げると。子育て支援に対して非常に力を入れているという、こういう報告もされております。

防府市もぜひ、懸命に頑張っている若い世帯、子育て世帯にもう少し市の独自の努力をお願いしたいということを改めて要望させていただきます。

それと、もう1点は、条例の施行規則第7条に、保育料の減免規定がございます。なぜこの問題を繰り返し言うかといいますと、最近の大変厳しい経済状況の中で、急に収入が減っていく、あるいはまた、失業などで保育料が払えなくなる、そういう家庭がふえてきているんですね。私どものところにもいろいろお話があります。このとき、この規則では、その減免規定を適用する理由の一つは、天災その他不慮の災害に被災したとき。もう一つは、特別な事由により納入義務者の負担能力が大幅に減少したと認めるとき、この2つの理由なんです。保育料の減額または免除ができるというふうになっているんですけども、実際、昨年度、どのぐらいこの条例規則の利用といいますか、活用があったのか。実績をまずお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 防府市の保育料実施に関する条例施行規則というのがございまして、その中に保育料の減免という欄がございます。昨年度、平成16年度におきましては、いろんな理由がございます。離婚の場合、あるいは保護者の入院の場合というようなケースがございまして、件数としましては5件ほど出ております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） まだまだこの減免規定のことが十分に知られていないというそういう面と、負担能力が大幅に減少したと認める内容、これが極めてあいまいであるという点を指摘させていただきたいというふうに思うんですね。ぜひ、この規則そのものももっと実態に合ったように改善をしていただきたい。このこともあわせて要望をさせていただきたいと思います。ぜひ、保育料の問題は本議会の一般質問でも同僚議員からも出されましたけれども、非常に大きな問題でございますので、独自の努力をより強めていただきますようお願いいたします。

次に、留守家庭児童学級の問題です。

次世代の育成支援行動計画の中では、学童保育クラブも含めて現在20カ所、それを平成21年度目標事業量として21カ所、1カ所しかふえない計画になっております。この点、どういうふうに見たらいいのか。実際にはさまざまな御要望が多いんですけども、21年までに1カ所しかふえないような状況になっている。この点、どう見たらいいのか。まずお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 先ほどの答弁の方にもありましたように、一応、箇所数としましては向島地区を含めて考えるということで21という想定のもとに計画を持っ

ております。もちろん、華城校区につきましても、今回、増設の御提案をいたしておりますけれども、それは一つの1カ所という形で考えております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 今回、校区によっては大変な希望者が多かったわけですが、具体的に定数を超えた方々への、要するに入れなかった方々への対応はどのような形でされたのか、そのあたり御紹介をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 今年度、特に華城地区がかなりの定員を超える方、82名でございますが、おられまして、3月の締め切り時点でこれは大変なことだなということで、いろいろと検討させていただきました。最初的时候にはすぐに対応できませんので、当面、3年生、それから2年生につきましてはお断りをしたというのが現状でございます。ほかの校区につきましても、一部お断りをしたところもございます。例えば、松崎地区が6名でしたか、ありましたけれども。こういった形で、この華城については先ほども申し上げましたように、もうこれは今後も同じような推移が続くということで増設を提案しておるところでございますが、ほかの校区につきましてもいろいろ年度によって相当な動きがございますので、こういった、その後の推移というものも見ていかにはならないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 実際に入れなかった方、本当に困っておられるんですね。この事業というのは、平成10年の改正の児童福祉法で、放課後児童健全育成事業として法制化されているわけですし、この児童は利用できてこの児童は利用できないという、こういう状況は、市の責任として一刻も早く改善されなければならないというふうに考えます。

具体的に、今後、どのように検討を行っていかれるのか、その方向性ですね、ございましたら御答弁をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 今後、留守家庭児童学級のニーズがどういうふうな状況になるのか、非常に疑問に思うところもございますし、そしてまた、将来、少子化という傾向も出てくるわけもございます。そのほか、いわゆる放課後児童対策というような形で文部科学省等もいろいろ検討もしておりますし、そしてまた、次世代育成支援の関係で企業の方も、事業者の方もそういった行動計画をつくっていろいろな対応をとってもらえるんだろうと思っております。例えば、勤務時間等の短時間勤務制といたしますか、8時間

を子育て支援の親の方は4時間勤務にするとか、いろんな政策が今から出てくるんであると思います。そういったような、留守家庭児童学級の制度そのものも非常に変動するのかなという予想の中で、今後、いろいろ考えていかなければならないのではないかと考えております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 時間がございませんので、もう1点だけ要望させていただいて、ぜひこの事業がもっと充実されるようお願いをいたしておきます。

それは、現在、学級の設置形態というのは学校の空き教室を利用したり、校地内に独自の建物を建てたりといろいろですけれども、学校の空き教室で定員が50人なんです、50人教室に入りますとどういう状態になるか。ぜひ見ていただきたい。例えば、教室の後ろから前に行くのも一たん廊下に出て前に行かなければならない。もう本当に大変な状況がございます。保育環境をどのようにしていくのかということも含めて、この事業の充実を今後求めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、奨学金ですが、奨学金制度、御答弁いただきましたけれども、現在、基金額、どのぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 現在の基金額でございますけれども、防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例に掲げておりますように、防府市奨学金貸付基金は9,915万8,000円でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） この基金額については年々ふえてきておりますが、新規の貸付人が、壇上で申し上げましたように、減少しております。その原因について、教育委員会としてどのように考えておられるのか、その点を御答弁をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 最近5年間で見ますと、12年が7人、13年が2人、14年が15人、15年が12人、16年が11人というふうな傾向になっております。特に、12年、13年の新規貸付者がそれぞれ2人というふうに少なくなっておりますけれども、いわゆる奨学金制度の募集、PRは通年どおり実施はしておりますけれども、本市の制度は、いわゆる国及び県の奨学金の制度の補完的な役割を持っていると、いわゆる最後のとりでみたいな格好になるんですけども、そういった意味でも、なかなかそちらの方の利用をされて防府市の方を利用されないという部分もございます。

もう一つは、幅広く利用していただけるように、もっとやはりPR、それから制度の周

知というものをしていきたいというふうに思っています。そういったことが利用者にとっても必要なというふうには思っております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 自治体でこういった貸付制度を設けているところ、県内でもいろいろございます。例えば、周南市などは、高校または専修学校の高等課程からも国公立、私立、あるいは高等専門学校あるいは大学、専修学校といろいろきめ細かく、金額も3万を超えるような金額を貸付制度としてやられておりますけれども、ぜひ、防府市の場合は平成4年からもう10年以上変わってないわけですから、今の社会情勢に見合った形で、そして要望に見合った形で、もう一度内部で検討をお願いしたいと思いますが、最後によろしく御答弁をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 高校生にも幅を広げたらという御質問もございました。それぞれ高校生に限らず、そういった専科、それからいわゆる高等専門学校、そういったことにも幅を広げたらということもございます。仮に、高校生を対象に奨学金の貸し付けを例えば月1万5,000円といたしますと、卒業するまで54万円。それから、高校生が4年制大学を卒業するまでが結局はそれで144万円。それをプラスいたしますと、7年間で約200万円近くの貸付額というふうになります。先ほども言いましたように、やはり、返還金の滞納ということもございます。そういったこともありまして、私の方も大分苦慮している部分もあります。また、償還について、この償還がいわゆる新しい原資となりますので、その辺も慎重に考えていかななくてはいけないというふうに思っております。

そういった意味で、この金額の値上げといいますが、貸付金額の上げ方についてはいろいろ関係部局とこれから多面的に、また総合的に協議しながら研究をしてみるということが必要だろうというふうに思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、母子保健対策について。健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 母子保健対策についてお答えをいたします。

本市では、妊娠届け出に來られた方全員に保健師が面接の上、妊婦健康診査受診票とともに母子健康手帳、乳児健康診査受診票、予防接種手帳等をあわせて交付をいたしております。

妊婦健康診査受診票は、妊婦さんが出産までに自主的、定期的に受診されるうち、前期と後期の各1回、また、35歳以上の妊婦さんには後期に超音波健康診査の1回を助成に

よる健診として、それぞれ医療機関で受診していただいております。

健診に対する助成は妊婦さんへの受診を促し、この健診により、医療機関と連携し出産、育児等に関する保健指導や相談に応じることが目的であり、現状では適切に機能しておりますので、健診の助成回数は現行どおりとしたいと考えております。

なお、今後とも安全で安心な出産を迎えていただくために、保健センターで実施しております両親学級などを受講されるようPRをしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 時間がありませんので、2点ほどお尋ねいたしますけれども、この妊娠中の医療機関にかかる負担が非常に多いと。何とかしてほしいという声が本当に切実なんですね。これはもう防府市に限らず全国的にもそうなんですけれども。例えば、先進の秋田市では、妊娠23週までの第1回目から始まりまして7回、NST受診も含みますが、それから、感染症検査とか超音波検査とか歯科健康診査とか、秋田市では、10の健診を無料にして、子育て支援策を充実させております。すぐれた施策をとっているわけなんですけれども、一体、県内の状況がどういうふうになっているのか、もし調査があれば御答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（和田 康夫君） 平成16年度の状況でございますけれども、13市中、前期、後期の間中期というものを設けまして、計3回、診査受診票を交付しておりますのが4市ほどございます。そして、山口市が合併後の10月から予定をしておるといふうに聞いております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（山本 久江君） 県内の動きももう少し妊娠中の健診助成について広げていこうという動きが多くなっております。御紹介いたしました秋田市の事例も、母体健康支援事業という形で県が補助金を出しながらそういう支援体制をつくっていくということが一つ背景にありますので、ぜひ、単市の努力ももちるんですけれども、今後、県にこうした制度の充実について市としても要望をしていただけたらなというふうに思っております。

子育て支援策を中心に、やはり防府市の大きな課題と思いますので、今回取り上げさせていただきましたけれども、ぜひ、充実をされるよう心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で11番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、6月29日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 3時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年6月22日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 重 川 恭 年

防府市議会議員 斉 藤 旭